

(案)

北区すこやか・あんしん・支えあいプラン 2021

新潟市北区地域福祉計画・新潟市北区地域福祉活動計画

(2021～2026)

新潟市北区役所
新潟市北区社会福祉協議会

北区すこやか・あんしん・支えあいプラン2021
の発刊にあたって

北区長



写真

北区社会福祉協議会会長



写真

北区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員長



写真

目 次

| | |
|---------------------|----|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1 計画策定の背景と趣旨 | 2 |
| 2 前計画の振り返り | 3 |
| 3 計画の位置づけ | 4 |
| 4 計画の期間 | 6 |
| 5 国の動向 | 6 |
| 6 新潟市地域福祉計画の基本理念・目標 | 8 |
| (1) 基本理念 | 8 |
| (2) 基本目標 | 8 |
| (3) 具体的な取組み | 10 |
| 第2章 現状と課題 | 11 |
| 1 北区の概要 | 12 |
| 2 北区の現状と特性 | 13 |
| 3 現状と課題 | 14 |
| (1) 地域福祉 | 14 |
| (2) 高齢福祉 | 15 |
| (3) 障がい福祉 | 18 |
| (4) 子育て支援 | 20 |
| (5) 健康づくり | 22 |
| (6) 生活困窮 | 24 |
| (7) 再犯防止 | 26 |
| (8) 成年後見制度 | 28 |
| 第3章 北区全体計画 | 29 |
| 1 基本理念 | 30 |
| 2 基本目標・基本方針 | 32 |
| 3 取組事業・成果指標 | 34 |
| 4 計画の推進 | 44 |
| 第4章 地区別計画 | 45 |
| ・松浜地区 | 46 |
| ・南浜地区 | 48 |
| ・濁川地区 | 50 |
| ・葛塚地区 | 52 |
| ・木崎地区 | 54 |
| ・岡方地区 | 56 |
| ・長浦地区 | 58 |
| ・早通地区 | 60 |
| ○資料編 | |

第 1 章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

- 今日では、我が国の平均寿命が伸長し、世界最高水準の長寿国となる一方、少子高齢化や、一人暮らし高齢者の増加、核家族化の進行、人々の価値観や生活様式の多様化に加え、地域社会での人間関係の希薄化などによる、高齢者の孤独死、地域社会からの孤立、子育て不安、家庭内暴力、虐待、ひきこもり、自殺など、様々な社会問題が生じています。
- このように、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化している中、住み慣れた地域でだれもが自分らしく充実した生活を安心して送れるような地域づくりが求められています。
- 地域福祉とは、地域における福祉課題や生活課題について、地域の住民や福祉関係者などが協力して取り組み、お互いに助けあう関係やその仕組みをつくっていくことです。
- 北区では、平成21年3月に「北区すこやか・あんしん・支えあいプラン～北区地域福祉計画・北区地域福祉活動計画～」(第1期計画)を策定しました。その後、第2期の計画である「北区すこやか・あんしん・支えあいプラン2015～北区地域福祉計画・北区地域福祉活動計画～」(以下「前計画」という。)を平成27年3月に策定しています。
- 前計画の基本理念は、区民・地域・区役所・区社会福祉協議会などが役割分担と連携をし、お互いに支えあい助けあう地域づくりを目指すことで、区民が住み慣れた北区でいつまでも安心して、健康で暮らし続けることができる地域づくりに向けて、「いつまでも安心して健康で暮らせる北区」を掲げ、地域福祉の推進に取り組んできました。
- この度、計画の見直しにあたり、地域における複雑化・多様化する福祉課題、生活課題について、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会が世代や分野を超えてつながり、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに作り、だれもが役割を持って活躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。

- このことから、引き続き、区民や自治会、コミュニティ協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、福祉事業所などとともに、社会福祉協議会や区役所が連携・協働し、相互に支援し課題を解決していく「支えあいの仕組みづくり」をさらに進めながら、「地域共生社会」の実現に向けて、「北区すこやか・あんしん・支えあいプラン2021」を策定するものです。
- なお、新潟市においても、地域福祉をより一層推進し、「地域共生社会」を実現するため、新潟市地域福祉計画を策定し、地域福祉推進に取り組むこととしています。

2 前計画の振り返り

前計画の進行管理については、北区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会で行ってきました。

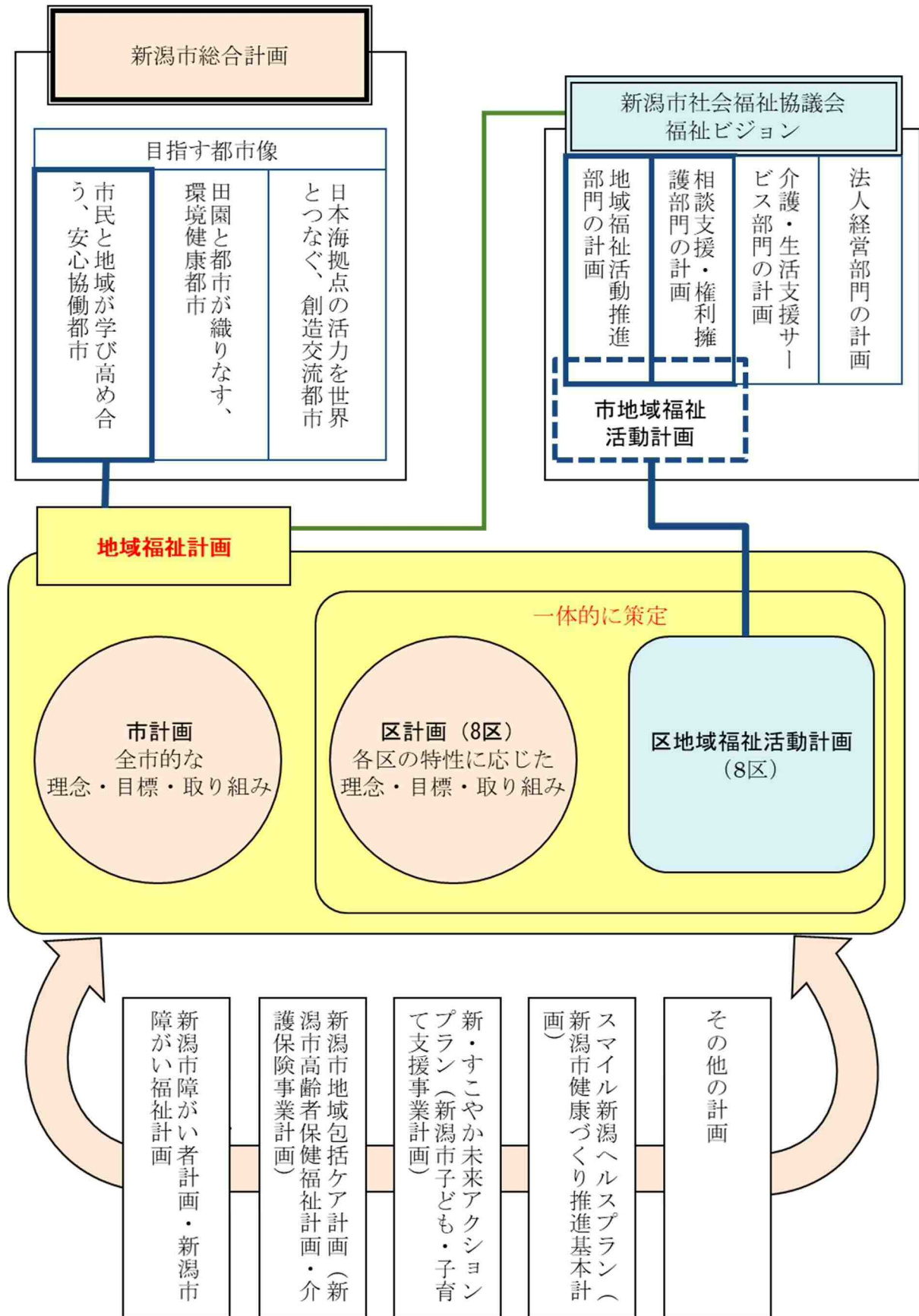
具体的には、第1期・第2期計画で掲げられた取組事業などについては継続して取り組み、第1期の計画策定時には課題として現れていなかった孤独死・孤立死の問題、また、第2期計画では、地域包括ケアシステムの構築に係る具体的な取り組みなど、新たな課題についても盛り込み、さらに毎年出てくる課題を更新しながら、北区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会で検証を行いました。

また、地区別計画については、8地区のコミュニティ協議会ごとに地域福祉座談会を開催し、その中で進捗状況や地域課題の把握などの検証を行いました。

3 計画の位置づけ

- 「北区すこやか・あんしん・支えあいプラン2021」は、区役所で策定する「地域福祉計画」と、区社会福祉協議会で策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。
- 「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条第1項に基づき策定する計画です。この計画は、同時に新潟市総合計画を踏まえて、地域福祉推進の理念や方針を明らかにするものであり、かつ、地域福祉を具体的に推進する観点から福祉分野およびそれに関連する様々な計画や施策を総合的・一体的に定める計画です。
- 一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条第2項の趣旨に基づき、社会福祉協議会が呼びかけて、住民・地域において社会福祉に関する活動を行う者・社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する民間の活動・行動計画です。
- 両計画は、地域福祉の推進を目的として互いに補完・補強しあう関係にあることから、一体的に策定するものです。
- また、「地域福祉計画」は、「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」を上位計画とし、全市横断的な理念、目標を設定し、区計画の具体的な取り組みを後押しする「新潟市地域福祉計画」とともに策定され、「北区の区ビジョンまちづくり計画」の健康福祉分野を具体化した計画でもあります。
- さらに、高齢者、障がい者、児童福祉や、DV、消費者被害対策、自殺など、各分野の計画や施策を横断的につなぎ、地域住民の福祉に関連する施策を総合的に推進する、福祉分野の上位計画です。

〈他の計画との関係（イメージ図）〉



4 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

なお、計画の期間内においても、社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

| | | |
|--|---------------------------------|-----------------------------|
| 平成 21～26 年度 (2009～2014 年度) | 平成 27～令和 2 年度 (2015～2020 年度) | 令和 3～8 年度 (2021～2026 年度) |
| 第 1 期地域福祉計画 | 第 2 期地域福祉計画 | 第 3 期地域福祉計画 |
| | 市 地域福祉計画 | 市 地域福祉計画 |
| すこやか・あんしん・支えあいプラン (北区地域福祉計画・地域福祉種別計画) | すこやか・あんしん・支えあいプラン 2015 | すこやか・あんしん・支えあいプラン 2021 |

5 国の動向

(1) 現計画策定後の国の動き

| 年月 | 関係法令 | 内容 |
|--------------|-------------------------|---|
| 平成 27 年 4 月 | 生活困窮者自立支援法施行 | 生活困窮者の自立に向けた適切な支援を行うことが、市町村の責務とされる。 |
| 平成 28 年 5 月 | 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行 | 成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることが、市町村の努力義務とされる。 |
| 平成 28 年 12 月 | 再犯の防止等の推進に関する法律施行 | 再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めることが、市町村の努力義務とされる。 |
| 平成 30 年 4 月 | 社会福祉法一部改正 | 地域福祉計画の策定及び、包括的支援体制の構築が市町村の努力義務とされる。 |
| 令和 3 年 4 月施行 | 地域共生社会の実現のための社会福祉法等一部改正 | 市町村において地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することとされた。 |

これらの法律の改正・施行を受け、市町村における基本的な計画を定めることや、支援体制の構築など、市町村の責務や義務が明確化されています。

これらの国の動向を踏まえながら、本計画では生活困窮者自立支援制度、成年後見制度、再犯防止、包括的支援体制の構築に関する取り組みを進めていきます。

(2) SDGs との関係

SDGs（エス・ディー・ジーズ Sustainable Development Goals）とは、すべての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」として、平成27年に国連で採択された平成28年から令和12年までの国際目標です。

SDGsでは、貧困撲滅や不平等の解消、環境と調和した都市整備など、17の目標が掲げられており、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現という基本理念は、地域共生社会の考え方と一致することから、本計画はこのSDGsの視点を踏まえたものとしします。



| | |
|----------------------|--|
| 1 貧困をなくそう | あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる |
| 2 飢餓をゼロに | 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する |
| 3 すべての人に健康と福祉を | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する |
| 4 質の高い教育をみんなに | すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う |
| 6 安全な水とトイレを世界中に | すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する |
| 8 働きがいも経済成長も | 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る |
| 10 人や国の不平等をなくそう | 国内内及び各国家間の不平等を是正する |
| 11 住み続けられるまちづくりを | 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する |
| 12 つくる責任つかう責任 | 持続可能な消費生産形態を確保する |
| 13 気候変動に具体的な対策を | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |
| 14 海の豊かさを守ろう | 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する |
| 15 陸の豊かさを守ろう | 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する |
| 16 平和と公正をすべての人に | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
| 17 パートナーシップで目標を達成しよう | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する |

※外務省パンフレットから

6 新潟市地域福祉計画の基本理念・目標

第2期地域福祉計画の基本理念・基本目標を踏襲しながら、本市の現状や国の動向を踏まえ、基本理念と基本目標を定めます。

この基本目標・基本理念は、「地域共生社会」の実現という考え方を加え、市民全体で取り組んでいくことを表現しています。

(1) 基本理念

**みんなで創ろう だれもが人や社会とつながり 認め、支えあい
自分らしくいきいきと暮らせる福祉の都市（まち）『にいがた』**

本市に住み慣れた人も、住み始めたばかりの人も、あるいはこれから住む人も、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も「だれも」が本計画の対象です。

そんな「だれも」が、人と人、人と社会がつながり、認め、支えあうことにより、個人の尊厳と多様性が尊重され、自分らしく地域で暮らし、活躍できる「福祉の都市（まち）『にいがた』」を、地域住民・地域団体・行政・関係機関を含む「みんな」の力で創造していくという考え方を表現しています。

(2) 基本目標

1 お互いを認めあい、支えあう意識を持った地域づくり

地域住民、社会福祉事業者、社会福祉活動従事者（以下「地域住民等」という。）が主体となって課題を抱える人に気づき、また、性別や年齢などに関わらず、お互いを認めあい、支えあうことが大切です。

本人のみでなくその世帯や、自ら声を上げることができない人に気づいて手を差し伸べる意識を醸成するという考え方を表現しています。

2 だれもが地域の一員としてつながり、受け止め、協働する地域づくり

地域において、福祉・介護・介護予防・保健医療・住まい・就労・教育に関する課題や、日常生活を営みあらゆる分野の活動に参加する上での課題、社会的孤立といった課題を、包括的に受け止める体制を整備します。

そのうえで、地域住民等や行政といった「だれも」が、地域の一員としてネットワークを作ることにより、地域住民等が気づいた課題を抱える人・世帯を受け止め、互いに役割や責任を認識し、対等な立場で協力して支援する地域をつくっていくという考え方を表現しています。

3 地域住民等が役割を持って活躍できる地域づくり

地域住民等が、「支える」「支えられる」という一方向の関係性でなく、それぞれの個性を生かし、役割を持って活躍することのできる地域をつくっていくという考え方を表現しています。

4 自分らしく安心・安全に暮らし続けられる地域づくり

「気づき」、「つながり」、「受け止め」、「だれも」が役割を持って活躍し、本人の意思を尊重した支援を続けるためには、安心・安全に暮らし続けられる地域が必要であり、そのような地域を作っていくという考え方を表現しています。

◎基本目標における「地域づくり」の考え方

- ・ 「地域」は単にエリアを指すのではなく、その地域の住民・地域コミュニティ協議会や自治会などの組織及び生活環境を含む意味で使用しています。
- ・ 担い手や人材の育成、ネットワークづくりについても、この「地域づくり」に含まれています。

具体的な取組み

① 地域共生社会の実現

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会が世代や分野を超えてつながり、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に作り、だれもが役割を持って活躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。

② 包括的支援体制の構築

地域住民等が主体的に問題を把握し解決を試みる環境や、相談を包括的に受け止める体制、多機関が協働し包括的に支援する体制を構築し、必要な支援を実施します。

③ 社会情勢の変化への対応について

社会情勢は常に変化している中でも、既存の施策を推進することを基本としながら、その時々的情勢に合わせた効果的な取組みを実行することにより、「地域共生社会」の実現に努めます。

④ 基本理念・基本目標と施策の関係性

基本目標・基本理念は個々の施策に直接結びつくものではなく、「地域共生社会」の実現に向け、市民全体で取り組んでいくことを表現しています。その実現のための手段として包括的支援体制を構築し、各福祉施策を相互につなぐことで、相談を包括的に受け止め、多機関が協働して支援を実施します。

⑤ 地域共生社会の実現のための施策及び体系

| |
|--------------------------------------|
| 施策1 地域福祉に関する事業の推進 |
| 1. コミュニティソーシャルワーカーの活動支援 |
| 2. 地域福祉コーディネーター育成事業 |
| 3. 高齢者等あんしん見守りネットワーク事業 |
| 4. 民生委員・児童委員活動への支援 |
| 5. ボランティアセンターの活動支援 |
| 6. 社会福祉法人の地域公益活動支援 |
| 施策2 生活困窮者自立支援制度の推進 |
| 1. 生活困窮者の早期把握 |
| 2. 生活困窮者への適切かつ効果的な支援（住居確保給付金などの事業） |
| 3. 関係機関等との連携強化 |
| 施策3 成年後見制度の推進 |
| 1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 |
| 2. 協議会及び中核機関の整備 |
| 3. 地域連携ネットワークの機能（広報、相談、利用促進、後見人支援機能） |
| 施策4 再犯防止の推進 |
| 1. 就労・住居の確保 |
| 2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進 |
| 3. 学校等と連携した修学支援 |
| 4. 特性に応じた効果的な指導の実施 |
| 5. 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進 |
| 6. 国・民間団体などとの連携強化 |

第2章 現状と課題

第2章 現状と課題

1 北区の概要

北区は、新潟市の北東部に位置し、東は聖籠町・新発田市、南は阿賀野市に隣接しています。西は阿賀野川、北は日本海が広がっています。

新潟市8区の中で西蒲区に次ぐ面積(107.72 km²/令和2年1月1日現在)を占めています。地形は中央部から北部の日本海までに、海岸線と平行に形成された砂丘地帯が発達し、標高20mを超える起伏のある地形もありますが、その他はほとんどが標高0~6mの平坦な地形です。

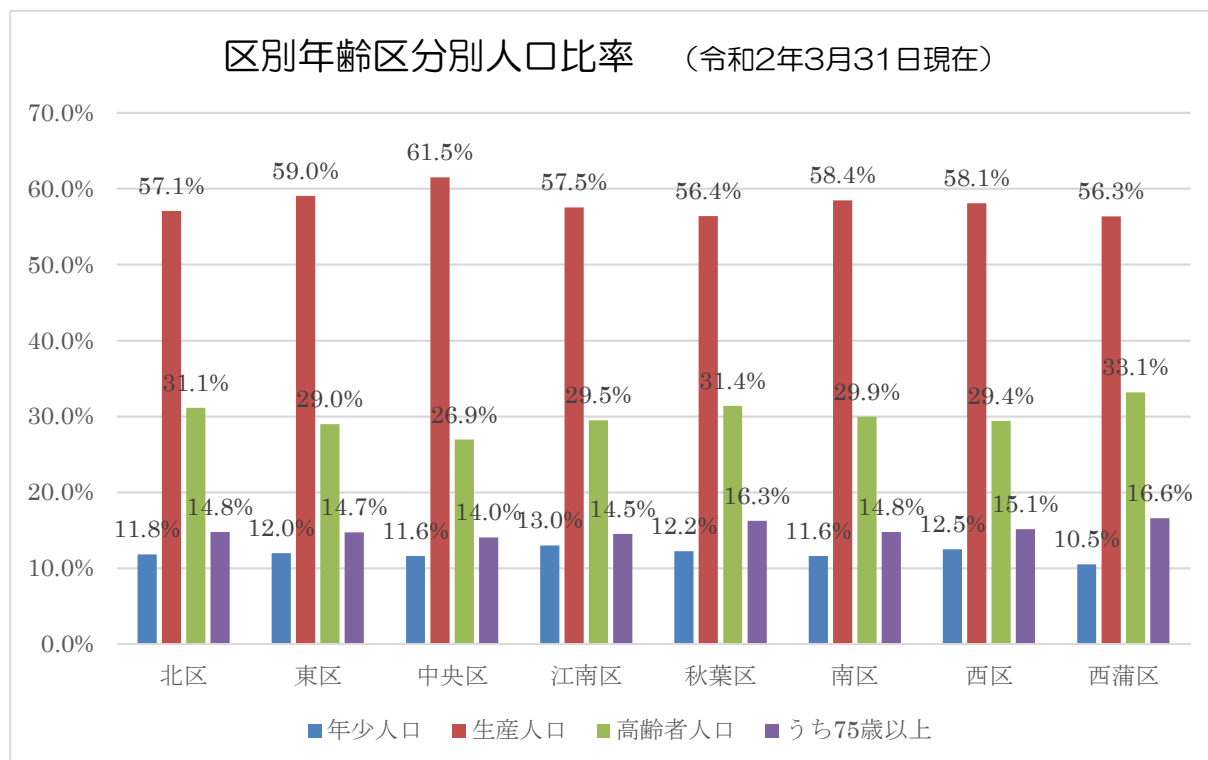
また、南部には田園地帯が広がっていて、福島潟や阿賀野川など水辺空間を中心とした豊かな自然環境に恵まれた区域です。

平成17年には新潟市と旧豊栄市を含む周辺13市町村の合併が行われ、平成19年に政令指定都市となり、旧北蒲原郡西部郷の地域は新潟市北区として再び共に歩み出しています。

令和2年3月末現在の北区の人口は73,598人です(住民基本台帳に基づく)。

6年前の平成26年3月末と比較して、人口は減少し、世帯数は増加しています。

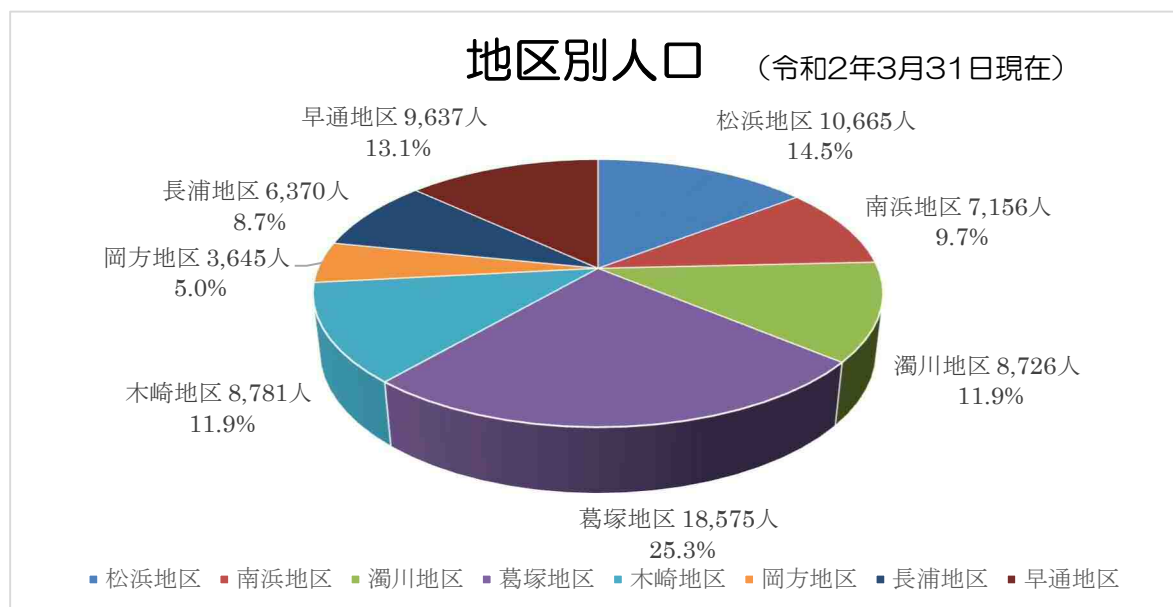
年齢別にみると、15歳未満の年少人口割合は約11.8%、15歳から64歳の生産年齢人口割合は約57.1%、65歳以上の高齢者人口割合は約31.1%で、6年前と比較すると高齢者人口割合が5.7ポイント増え、高齢化が進んでいます。



2 北区の現状と特性

- 地域コミュニティ協議会は、豊栄地区に5か所、北地区の3か所で、区内全域で結成されており、地域の福祉・防災防犯・環境美化・青少年育成などに取り組んでいます。
- 地区社会福祉協議会についても豊栄地区に5か所、北地区の3か所で設置されています。
- 避難行動要支援者支援制度については、民生委員児童委員や自治会の協力を得て、高齢者や障がい者などの対象者の名簿の登録、作成を行っています。

| コミュニティ協議会名 | 地区社協名 |
|---------------|-------------|
| 松浜地区コミュニティ協議会 | 松浜地区社会福祉協議会 |
| 南浜地区コミュニティ協議会 | 南浜地区社会福祉協議会 |
| 濁川地区コミュニティ協議会 | 濁川地区社会福祉協議会 |
| 地域コミュニティ葛塚連合 | 葛塚地区社会福祉協議会 |
| コミュニティ木崎村 | 木崎地区社会福祉協議会 |
| 岡方地区コミュニティ委員会 | 岡方地区社会福祉協議会 |
| 長浦コミュニティ委員会 | 長浦地区社会福祉協議会 |
| 早通地域コミュニティ協議会 | 早通地区社会福祉協議会 |



* 人口が極めて少数の町名は人口を公表していないため、地区合計と区の人口は一致しません。

3 現状と課題

(1) 地域福祉

○ 平成30年4月に社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画は障がい者や高齢者、児童福祉など、各福祉分野に共通する理念や方針を明らかにする福祉分野の上位計画とされ、計画の策定が努力義務化されるとともに、「地域共生社会」の実現に向け、地域課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めることとされました。

また、従来、事業を実施するにあたって理解と協力を得るべき存在だった地域住民が、事業者などと連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置づけられ、地域住民は、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、課題の解決を図るよう取り組むものとされました。

○ このような中、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会が世代や分野を超えてつながり、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに作り、誰もが役割を持って活躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。

○ 本人や世帯が抱える問題は、福祉、保健医療、住まい、就労、教育、孤立、DV、消費者被害、自殺など多岐にわたり、また複雑化しています。

こうした問題は、本人や世帯を制度の枠組みで捉えるのではなく、制度を超えて包括的に受け止めていくことが必要となります。また、その支援においては、生きる意欲や力、希望を引き出しながら、地域住民とのつながりや関係づくりを含め、包括的、継続的に支えていくことが求められています。

○ 民生委員・児童委員は、日常の活動の中で、援助が必要な世帯への訪問、相談、関係機関への取り次ぎや、高齢者世帯に友愛訪問やおせちの配付を行い、地域の支援を行っています。

地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の就任状況

(令和2年4月1日現在)

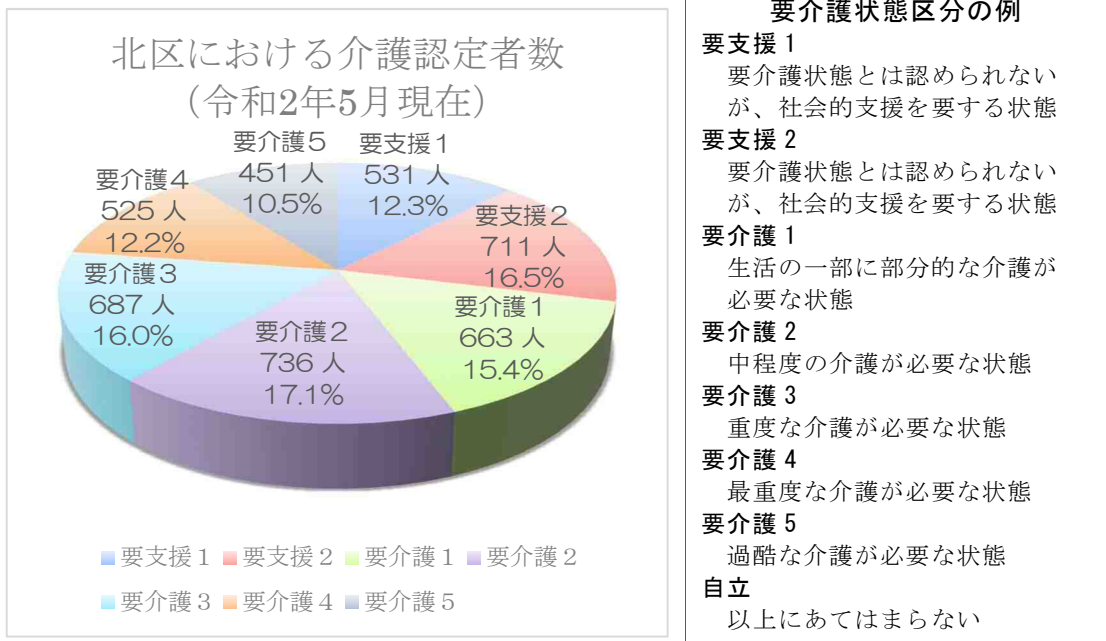
| | 定数 | 委嘱者数 | 欠員 | 充足率 |
|--------|-----|------|----|-------|
| 民生委員 | 99 | 95 | 4 | 96% |
| 主任児童委員 | 14 | 14 | 0 | 100% |
| 計 | 113 | 109 | 4 | 96.5% |

(2) 高齢福祉

○ 令和2年3月の高齢者人口は、平成26年と比較し、3,405人増加しています。高齢化率は、平成26年3月が25.4%、令和2年3月が31.1%と伸びており、平成26年から令和2年の伸び率は5.7ポイントで、8区の中で1番目に高くなっています。

○ 高齢者人口に対する要介護・要支援認定者数の比率は、平成26年3月が18.0%、令和2年5月が18.8%と介護認定率が上昇しています。

要介護・要支援認定者数に占める介護度の重い要介護3以上の人数割合が38.6%で新潟市全体の平均値38.3%を上回っています。



○ 老人クラブについては、高齢者のライフスタイルが多様化する中で、クラブ数および加入者数が年々減少していますが、クラブ主催事業のゲートボール大会などは、高齢者の健康づくりに大きな効果をあげています。

老人クラブの推移

| | H29 | H30 | H31 | R2 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| クラブ数 | 68 | 61 | 55 | 50 |
| 会員数(人) | 3,204 | 2,816 | 2,585 | 2,309 |

- こうした中、超高齢社会に対応するため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努めています。
- 高齢者の総合的な相談窓口として、北区には、日常生活圏域3圏域に地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターでは、社会福祉士や保健師（看護師）、主任ケアマネージャー等の専門職が、介護保険サービスの利用方法や介護予防に関すること、また高齢者の権利を守る成年後見制度など高齢者の生活を支援するため、相談に応じています。
- また、高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、住民組織やNPO法人などの多様な事業主体を中心に、地域で高齢者を支える仕組みづくりや、医療・介護の連携、ネットワーク形成が求められています。高齢者が病気を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが求められています。
- 北区では、在宅医療と介護の支えあいネットワーク「ござれやネット」が医療・福祉の専門職等多職種が連携・協働を図り、病院からの退院後も誰もが在宅で暮らせる環境づくりと、在宅医療・福祉の連携体制をさらに推進することを目的に、研修会やセミナーの開催、交流等の活動を行っています。
- また、医療・介護関係者の相談窓口として、「在宅医療・介護連携ステーション北（豊栄病院内）」を開設し、医療や介護関係者向けに情報共有の支援や提供を実施しています。また、地域の茶の間や老人クラブ等に出向き、市民を対象に在宅医療・介護に関する講座も開催し、地域の中での支えあいの仕組み「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組んでいます。
- 住民同士の支えあいの仕組みづくりを進めるために、地域包括ケア推進の拠点として設置されたモデルハウス「松浜こらぼ家」は、常設型地域の茶の間として、生活支援、介護予防活動を実施しています。気軽に健康や暮らしの相談ができる場として、保健師、作業療法士などの専門職を定期的に派遣しています。

- 日常圏域ごとに「支え合いのしくみづくり推進員」を配置し、区民への広報・周知のための出前講座を実施しており、地域の茶の間の充実と、新たな立ち上げの支援に取り組んでいます。茶の間の参加者の固定化・減少といった課題もありますが、茶の間の交流会などを開催し、団体間による情報交換や課題共有、連携の場づくり等を行うことで、各団体の活動継続・運営等に生かせるよう、支援しています。

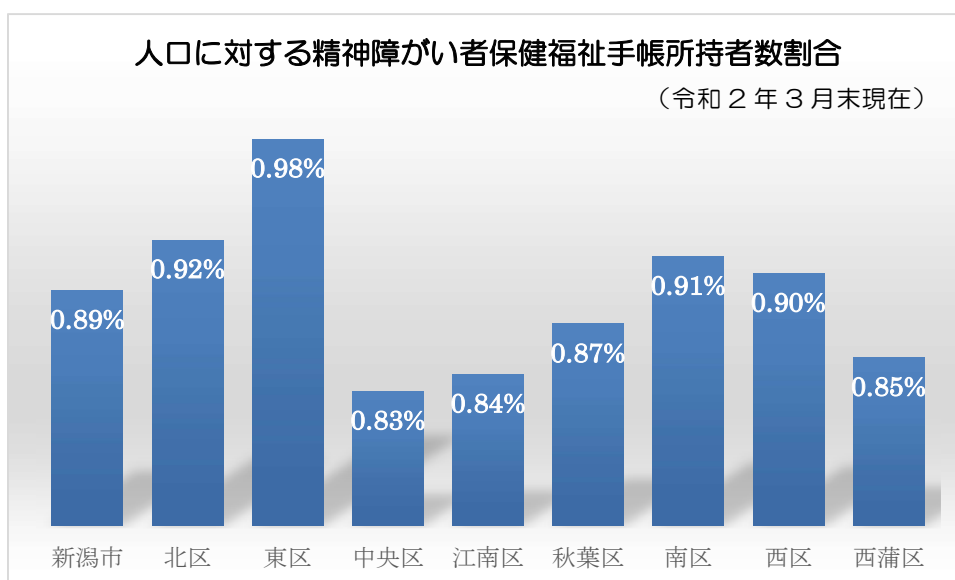
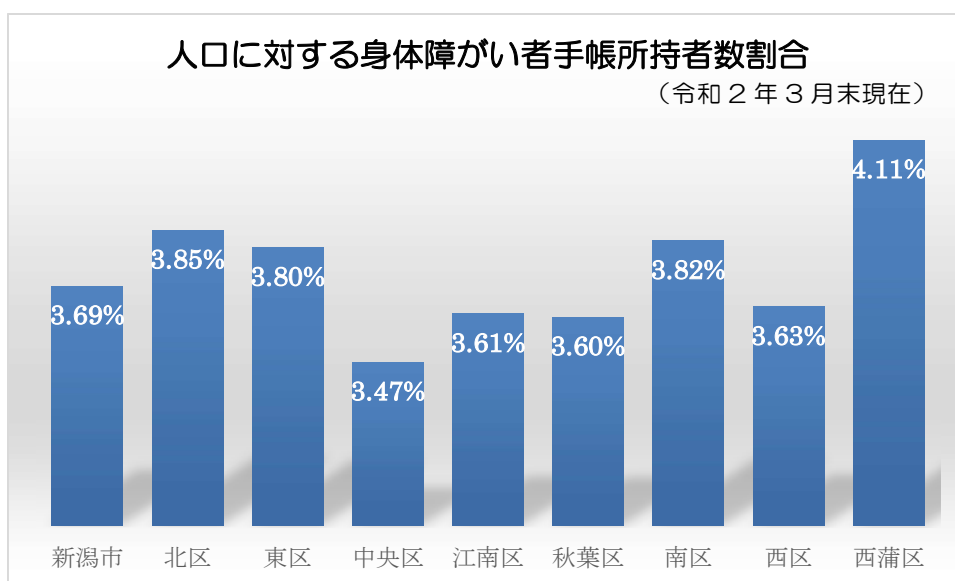
- 今後も、さらに「地域包括ケアシステム」を進めるため、高齢者福祉だけでなく、広く地域の保健医療と福祉分野にも適用しながら、「地域共生社会」の実現に取り組んでいきます。

- また、地域住民等のボランティア団体が、日常のちょっとした困りごとに対する活動を行った場合の支援を行っています。現在は4団体が事業を行っています。事業の周知を図るとともに、新たに取り組む団体を支援するため、各地域の実情に応じて「助け合いの学校」を開講し、生活支援の担い手育成及び支援に取り組んでいます。

地域の意識醸成を図り、有償の生活支援を含め、地域の実情に応じて多様な主体が参画し、地域住民による助け合い活動を進めていきます。

(3) 障がい福祉

- 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳等の所持者数は年々増加しており、高齢化も進んでいます。
- 区の人口に対する療育手帳所持者の割合は、他区とほぼ同じ率ですが、身体障がい者手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者の割合は8区の中でどちらも2番目と高くなっています。
- 障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で快適に生活できるよう、地域における本人・家族への支援体制や多様化するニーズに対応したサービスの充実が必要となっています。



○ 市では、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で、継続して安心した生活を送ることのできる地域社会を実現することを目的に、関係機関が連携・一体となって障がいのある人を支援するための協議の場として「障がい者地域自立支援協議会」を設置しています。この協議会は、区個別の課題解決を目指すため、区ごとにも設置しています。

その中で、処遇困難ケースの検討等を行い、いくつかの班に分かれて個別のニーズを検討するなど、現状ではできない支援（地域課題）を整理・共有し、内容を市の協議会へ報告しています。

○ また、総合的・専門的な相談支援の実施機関で、北区と東区を管轄している「障がい者基幹相談支援センター東」があり、地域の相談支援体制の強化を図り、支援などを行っています。区の「障がい者地域自立支援協議会」に参画し、処遇困難ケースの検討等を行っています。

○ 在宅で生活する障がいのある人とその家族が、住み慣れた地域で、継続して安心した生活を送るため、夜間休日専用のコールセンター「らいとはうす」を平成30年4月1日から北区太夫浜に設置しました。

本事業は、電話相談を基本とし、だれでも利用できる「一般相談支援」と、事前登録により、万が一の緊急事態に対応する「個別相談支援」を実施しています。今後も「らいとはうす」との連携を強化し、周知に努めていきます。

○ 区内において、区社会福祉協議会が主体となり、ボランティアをしてみたい人を中心に、高齢者、病気や障がいを抱えている人などが、簡易なボランティア活動を通して、交流と自信を深め社会参加を支えることを目的に平成30年6月28日から「ボランティアカフェ」を開始しました。

豊栄さわやか老人福祉センターの空き部屋を活用し、月1回、出入り自由な中間的な居場所を設け、ボランティア相談とボランティアの育成にも取り組んでいます。

(4) 子育て支援

- 少子高齢化や共働き家庭の増加など、子どもや子育て家庭をめぐる環境は大きく変化し、児童虐待や社会的擁護、仕事と子育ての両立などが依然として大きな課題となっています。また、深刻化する子どもの貧困や、いじめ、若者の自立支援などへの取り組みも求められています。
- 令和2年3月に策定された「第2期新新潟市子ども・子育て支援事業計画（新すこやか未来アクションプラン第2期計画）」では、一人一人の子どもの「最善の利益」を第一に考え、ライフステージに応じた支援を切れ目なく行うとともに、地域力・市民力を生かし、社会全体で子どもの育ちを支援することを目標として、様々な取り組みを行っているところです。
- 新潟市は特に年少人口については減少傾向にあり、引き続き少子化の進行が見込まれています。北区の認可保育園においても、0歳児は平成29年度を境に緩やかな減少傾向を示しています。
- 就学前児童数が減少する一方で、新潟市でも教育・保育施設の入園児童数は増加しています。働き方や就業形態の多様化に対応し低年齢からの保育や子育て家庭の不安・負担軽減のための一時預かりなど、多様な保育サービスの提供体制を整備し、取り組んでいます。北区でも令和2年1月に病後児保育が開設され保育ニーズに添えています。
- 一方、市内すべての市立保育園を対象に適正配置を進めるため、平成30年10月に「新潟市立保育園配置計画」が策定されました。北区においても施設の老朽化が進行しており対応時期・方針について個別に検討・調整が必要となっています。
- 児童館では、児童への健全な遊びの提供や安心して過ごせる居場所の確保に向けて、ものづくりや親子レクリエーションなど多様な遊びを通じた体験の場を提供するほか、保護者同士の交流や情報交換のための居場所としての活用も図られています。

令和2年3月に策定された「新潟市公共施設の種類ごとの配置方針」では、原則児童館の更新や新設は行わず、学校をはじめとする地域の既存施設を有効活用していくことが示されました。

北区では児童館と児童センターが合わせて4施設あり恵まれた環境にありますが、一部地域に集中しているなど施設配置に偏りがあります。児童

館では出前児童館を実施するなど多くの児童が利用できるよう取り組んでいます。より活動の範囲を広げ児童館のない地域の子どもたちも活用できるように、地域や学校、保護者と連携して取り組んでいきます。

- 児童虐待相談件数は、全市的に年々増加しています。令和元年度、新規で北区健康福祉課で受け付けた児童相談の延べ件数は75件で、うち虐待相談は約半数を占めています。虐待の防止が大きな課題となっています。

新潟市北区要保護児童対策地域協議会 実務者会議における進行管理ケース件数

| 主な内容 | 人 数 | | | | 児童の年齢 | 人 数 | | | |
|-------|-----|-----|-----|----|---------|-----|-----|-----|----|
| | H28 | H29 | H30 | R1 | | H28 | H29 | H30 | R1 |
| 身体的虐待 | 8 | 9 | 8 | 3 | 0歳～3歳未満 | 6 | 5 | 6 | 11 |
| 性的虐待 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3歳～就学前 | 6 | 7 | 7 | 8 |
| 心理的虐待 | 9 | 9 | 9 | 12 | 小学生 | 13 | 9 | 9 | 9 |
| ネグレクト | 10 | 9 | 12 | 14 | 中学生 | 5 | 5 | 6 | 2 |
| 要支援家庭 | 7 | 6 | 5 | 4 | 高校生・その他 | 4 | 7 | 6 | 3 |
| 合 計 | 34 | 33 | 34 | 33 | 合 計 | 34 | 33 | 34 | 33 |

- 新潟市では区ごとに、学校、保育園、主任児童委員、区役所、児童相談所などの関係者による児童虐待防止実務者会議や個別ケース検討会議を開催し、児童虐待の防止や早期発見に努めています。

また、平成28年の児童福祉法の改正により、自治体に「子ども家庭総合支援拠点」の設置が義務付けられました。「子ども家庭総合支援拠点」の機能として、地域の子ども・家庭の相談に対する子ども支援について、専門性をもった機関・体制で応じることとされていることから、その構築が求められています。新潟市もより充実した支援体制を目指し令和4年度の設置に向けて準備を進めています。

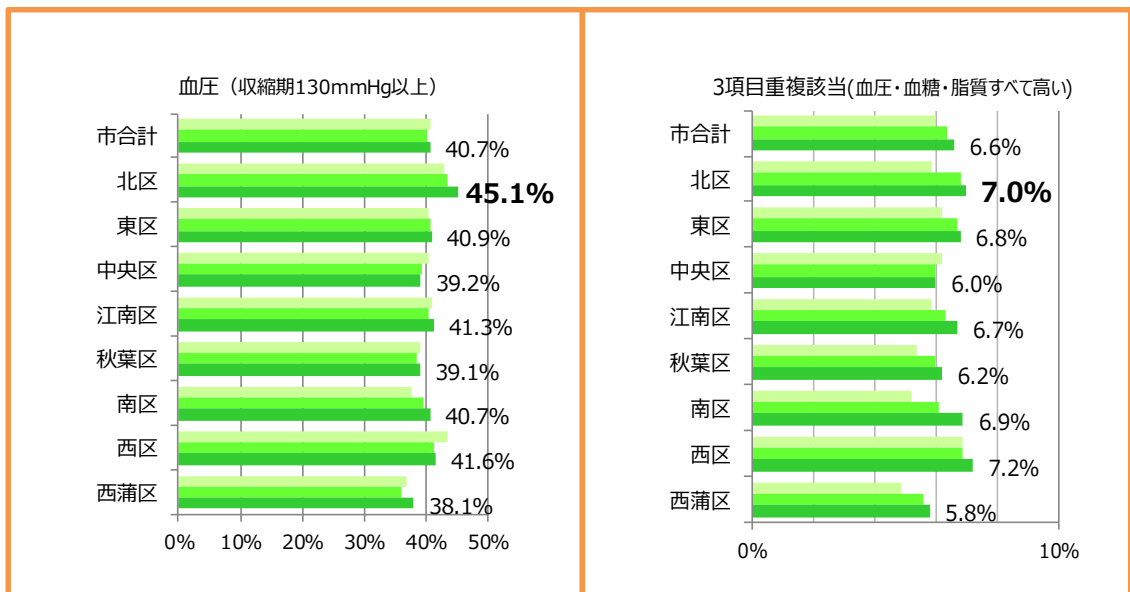
- 放課後児童クラブの利用については、現在、北区では13のクラブがあります。平成27年度より高学年の受け入れが開始されたことに伴い、狭あい化の整備が課題とされていますが、こども政策課とともに、順次受け入れ環境の整備を行い、充実を図っていきます。

- 北区では、子育て支援として、市民向け・支援者向けの子育て支援講座や、親子で楽しめる子育て応援イベントの開催、子育て情報の発信など、今後も地域や地元大学、事業者等と連携・協力して子育て支援に取り組んでいきます。

(5) 健康づくり

- 北区では、「心不全」「脳梗塞」「脳内出血」「胃がん」で死亡する人の割合が高い傾向にあります。
- 特定健診の受診率は33.8%（令和元年度）、各種がん検診の子宮頸がんの受診率は16.0%（平成30年度）で、8区中最下位となっています。
- 健診結果をみると、血圧の高い人の割合が市内で一番多く、血圧・血糖・脂質の3項目すべて高い人の割合も多い状況です。3項目すべてが高いと動脈硬化が進み、脳血管疾患や虚血性心疾患等の重症疾患のリスクが高くなります。これらを予防するには、減塩・運動等の生活習慣の改善が大切です。
- そのため北区では、特定健診の案内も含めた、電話や家庭訪問での受診勧奨、生活習慣病予防や脳血管疾患・高血圧重症化予防を目的とした「健康増進普及講習会」、「生活習慣病予防教室（血圧元気塾）」、運動スタートのきっかけとなるよう「はじめてのウォーキング教室」、特定健診の結果メタボリックシンドロームと判定された方のための「メタボ予防の運動講座」を実施しています。

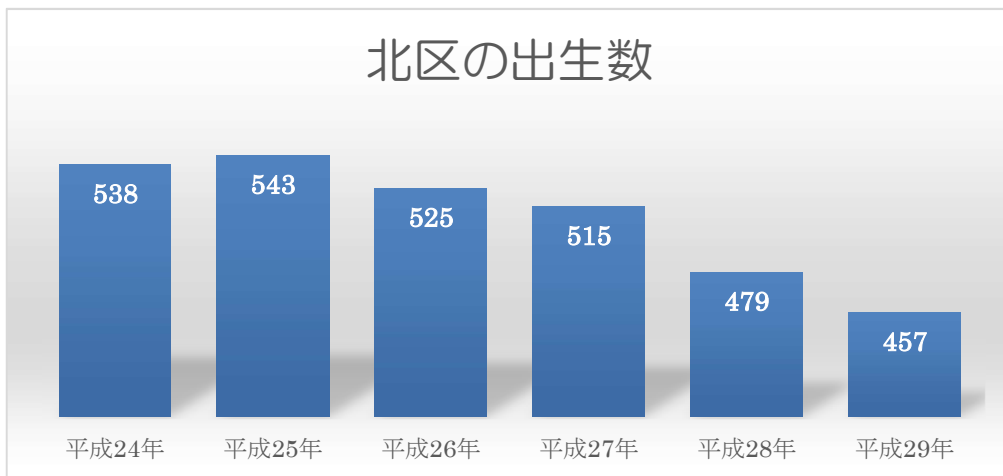
平成 29(2017)年度 健康データ



新潟市健康寿命延伸計画（R2.3月改訂版）より抜粋
 (■ H27 ■ H28 ■ H29 グラフ記載の数値は平成 29 (2017) 年を記載)

- また、妊娠期から切れ目のない子育て支援として、子どもを安心して生み育てることができるよう、「妊娠・子育てほっとステーション」（健康福祉課内）や、北地域保健福祉センターにおいて「妊娠・子育てプラン」を活用し、その人に応じた支援情報を提供しています。

また、母子事業を実施する中では、必要時関係機関と連携し、切れ目のない支援を心がけています。さらに、「妊娠・子育てほっとステーション」にマタニティナビゲーターを配置し、妊娠から子育てまでの相談にワンストップで対応しています。



- 高齢化率が新潟市全体を上回るスピードで進展している中で、健康寿命の延伸、認知症やフレイル（加齢により心身が老い衰えた状態）等、介護予防の取り組みを地域で浸透させる対策が必要となっています。
- 北区においては、北地区で「フレイルチェック」を令和元年度から実施しています。今後は実施地区を拡大していく予定です。「フレイルチェック」でフレイルの兆候に早く気づき、生活習慣を見直すことで要介護になる時期を遅らせ、健康寿命を延ばせるよう支援していきます。
- 認知機能の低下している高齢者を早期に発見し、認知症への移行を防ぐとともに、認知症の進行を遅らせるため、適切な治療・サービスにつなげる「もの忘れ検診」事業を実施しています。要経過観察・要精密検査者全員に地域包括支援センター等が関わり、必要に応じて地域のサービス利用につながっています。今後も医師会や地域包括支援センター等と連携・協力しながら、啓発活動や地域での認知症予防活動を行っていきます。

(6) 生活困窮

- 生活保護の状況は、平成 21 年秋以降の急激な景気悪化並びに雇用情勢の悪化により、派遣切りや傷病、親族からの援助打ち切り等による生活保護の新規申請が平成 23 年度までは急増しました。

- 令和2年3月末日現在における北福祉事務所管内の保護の状況は、被保護世帯737世帯、被保護人員1,032人、保護率約14.0 ‰（パーミル：千分率）で、昨年と比較して横ばいとなっています。

- 北区の世帯類型には下記の特徴が見られます。
 - ・ 高齢者世帯が約半数を占め、増加傾向
 - ・ 母子世帯は、減少傾向
 - ・ 傷病者・障がい者世帯が合わせて25%程度で推移
 - ・ H28年度以降その他世帯（高齢・母子・障がい・傷病以外）が次第に減少しており、高齢者世帯に移行していると推察されます。

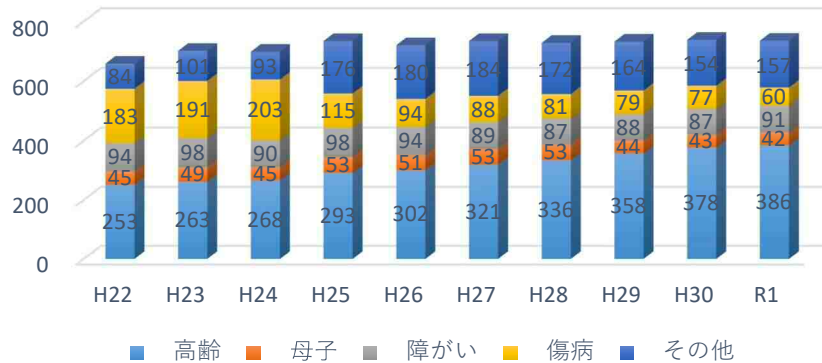
- 平成27年度と令和元年度の生活保護費全体に占める各扶助費の構成を比較すると、生活扶助の割合が33%から31%と減ってはいますが、医療扶助の割合が51%から53%へ増えています。

- 高齢者世帯の増加に伴い医療扶助の割合も増加していることから、医療扶助の適正化と健康管理支援を推進していく必要があります。

- 令和元年度から、生活保護受給者の健康の保持及び増進、自立支援を目的に、健康管理支援員を配置し、家庭訪問、所内面接、病状調査、受診同行などにより病状等を把握し、健康・医療・生活面からの相談、支援を行っています。

- また、生活保護受給者の自立の促進を図ることを目的に、就労支援相談員を配置し、被保護者の就労の支援に関する問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業を実施しています。平成30年度末は全世帯744世帯のうち就労世帯は112世帯でしたが、令和元年度末では全世帯736世帯のうち就労世帯は117世帯で微増となっています。

北区における生活保護世帯類型の推移



○ 生活困窮者の状況について、日常生活において困りごとや不安を抱えている人からの新規相談は、窓口对生活困窮者相談支援員を配置し相談に応じるほか、困難な相談や自立支援に向けた相談は、新潟市パーソナル・サポート・センター（以下、「PS」という。）へ誘導しています。区で対応した件数、PSへ誘導した件数ともに減少傾向にあります。一方で、相談内容が多岐にわたるとともに複雑化してきており、PSの他、関係機関等と連携し自立に向けた支援に取り組んでいきます。

○ 新型コロナウイルス感染症による影響については、生活保護の相談・申請件数は昨年度と比較しても目立った増加は見られず、昨年度並みの件数でしたが、生活困窮者の早期発見や包括的支援を目的とする生活困窮支援事業の住居確保給付金については、申請件数が全市的に大幅に増加し、令和2年度の4月だけで昨年度一年分の件数を超えました。

今後も、関係機関と連携・協力し、多岐にわたり複雑化する相談に丁寧に応じながら、支援に取り組んでいきます。

北区における生活困窮者相談件数



(7) 再犯防止

- 平成 28 年 12 月に再犯防止推進法が施行されたことを受け、再犯の防止などに関する施策の総合的な推進を図るため、平成 29 年 12 月の再犯防止推進計画が閣議決定されました。

この計画を踏まえ、犯罪をした者等が、孤立せず社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、以下の重点課題を定めています。

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校などと連携した修学支援
- ④ 特性に応じた効果的な指導の実施
- ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
- ⑥ 国・民間団体などとの連携強化

- 犯罪をした生活困窮者や高齢者・障がい者の再犯防止のためには、必要な福祉的支援に結び付けることが重要です。また、薬物事犯者は、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物を使用しないよう注意喚起するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けた支援が必要なことから、犯罪をした者等に必要な保健医療・福祉サービスの利用の促進を図ります。

- なお、再犯防止施策については、就労や住居、教育など施策が多くの分野に関連し、新たに体系立てて取り組みを進める必要があるため、他の分野別計画などに記載・進捗管理されている事業があります。

- 北区では、保護司や保護司会、地域とともに、犯罪や非行の防止と罪を犯した人達の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会をつくる運動を実施することを目的とした新潟市北区「社会を明るくする運動」推進委員会を設置し、取り組んでいます。

〈主な取り組み〉

- ① 関係機関との連携・協力
 - ・ 区長への総理大臣メッセージ伝達
- ② 啓発・広報活動
 - ・ 区だより、ホームページなどへの掲載、中学生と共に食品スーパー店頭での広報活動
 - ・ 広報誌「あした東」の発行

- ③ 研修会・行事の実施
 - ・ 矯正施設参観研修、小・中学生による社会を明るくする運動作文コンテストの応募依頼
- ④ 関係組織団体との情報交換会
 - ・ 防犯懇談会、情報交換会

保護司・保護観察等の件数

| | | 保護司人数 | 保護観察件数 | 環境調整件数 |
|--------|------|-------|--------|--------|
| 新潟東保護区 | 豊栄 | 21 | 10 | 11 |
| | 北地区 | 9 | 8 | 5 |
| | 中地区 | 14 | 7 | 5 |
| | 大形 | 6 | 3 | 6 |
| | 石山木戸 | 20 | 17 | 10 |
| | 合計 | 70 | 45 | 37 |
| 新潟中央 | | 98 | 37 | 46 |
| 新潟中蒲 | | 48 | 16 | 21 |
| 新潟西蒲・南 | | 57 | 12 | 14 |
| 新潟市合計 | | 273 | 110 | 118 |
| 新潟県合計 | | 930 | 339 | 434 |

(令和2年6月末現在)

- 保護司及び保護司会が、地域の関係機関・団体等と連携しながら地域で更生保護活動を行うための拠点として、令和元年4月1日に、北区役所市有施設に「更生保護サポートセンター北」を開設しました。地域の中の活動拠点として、今後も有効活用を図りながら、活動を支援していきます。

(8) 成年後見制度

○ 平成 28 年 5 月の成年後見制度利用促進法の施行を受け、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 29 年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

○ この計画を踏まえ、認知症や障がいなどにより、判断能力が不十分で、自らにとって必要なことを主張したり、選択したりすることが難しい人が、成年後見制度を利用することにより、尊厳をもってその人らしい生活を継続できるよう支援し、推進していきます。

① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

支援が必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として必要な時に成年後見制度を利用できるよう地域連携ネットワークを構築します。

② 協議会及び中核機関の整備

協力して日常的に支援が必要な人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行うため、チームという仕組みを整備します。

後見の開始の前後を問わず、チームに対し必要な支援をするため、行政や司法、専門職団体、関係団体などによる協議会を整備します。

協議会の事務局としてコーディネートを担う中核機関には、新潟市成年後見支援センター及び新潟市を位置づけ、協議会に参画している団体の連携強化を図り、円滑にチームを支援する体制を整えます。

③ 地域連携ネットワークの機能

地域連携ネットワークの3つの役割を実現するため、地域連携ネットワーク全体で協力・分担し、次の4つの機能を担います。

| 地域連携ネットワークの3つの役割 | 4つの機能 |
|--------------------------------------|---|
| 権利擁護支援の必要な人の発見・支援 | (1) 広報機能 |
| 早期の段階からの相談・対応体制の整備 | (2) 相談機能 |
| 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築 | (3) 成年後見制度利用促進機能 (4) 後見人支援機能 (不正防止効果) |

第3章 北区全体計画

基本理念

「だれもが安心して

2015～2020の基本理念である
まえ、統計やアンケートから見えてくる
計画における基本理念等、区ビジョン、
た。

市の計画から、多様性を尊重し、国籍、
にも差別されず、だれもが社会の一員と
考え方にに基づき、「だれもが」という言葉
北区」は区ビジョンのまちづくりの方針に
ます。

基本目標 1

気づきあい・思いやり・助けあいの 意識を持った地域づくり

だれもがお互いを認め、尊重し、思いやる関係の中で新たな気づきが生まれ、助けあいの意識を醸成していくことを表現しています。特に、認知症の人や障がいを持った人が成年後見制度における支援を進めながら、本人の意思決定を尊重することで、お互いに思いやりの意識を地域の中で持つこと。また、「地域共生社会」の実現を目指し、支え手、受け手といった関係を超えて、お互いの個性や能力を生かす新たな取り組みや、高齢者・児童・障がい者などへの制度の縦割りを超えて、それぞれの能力に応じた役割を分担して支援する体制をつくることを目指します。

基本目標 2

つながり、交流し、支えあう地域づくり

助け合いの意識が醸成された地域の中で、支える人も支えられる人もつながり、連携、交流する中でネットワークが生まれ、そのネットワークによって地域の課題や問題を把握し、支援や対応につなげていくこと。また、社会福祉施設を運営する社会福祉法人など、これまでに関わりのなかった機関との協働や世代間の交流などによって新たな気づきも生まれ、さらに支えあえる地域とすることを目指します。

健康で暮らせる北区」

「いつまでも安心して健康で暮らせる北区」を踏
課題、8地区の座談会から見えてくる課題、市の
それぞれの視点を加味し、基本理念を作成しまし

性別、年齢、障がいの有無といった個人の属性
して包含される社会、地域をつくっていくという
を入れました。また、「安心して健康で暮らせる
も挙げられており、前回の理念を引き継いでい



基本目標3

だれもが活躍し、意欲にあふれる地域づくり

急速に進む少子高齢化によって生産人口が減少する中で、元気で意欲にあふれ、豊かな知識と経験を持った高齢者がたくさんいます。また、地域には、様々な福祉の担い手となる人材、若い世代の人材もいることから、それぞれの能力が発揮できる社会をつくるという市の計画を取り入れたものとなります。多様な主体が連携しながら、だれもがそれぞれの個性や強みを生かして、支え手、受け手といった関係を超えて、地域の一員として活躍することで意欲にあふれる地域となることを目指します。

基本目標4

健康で安心・安全な住みやすい地域づくり

基本目標1から3までキーワードとして出てきた、気づき、助けあい、つながり、交流し、だれもが活躍し続けるための土台として、健康的に生活を送ることが重要です。さらに、安心安全な地域をつくることが不可欠であり、住みやすい地域づくりを目指します。

2 基本目標ごとの基本方針

基本目標 1

「気づきあい・思いやり・助けあいの意識を持った地域づくり」

基本方針

1 お互いを認め、尊重しあう関係をつくろう

「地域共生社会」の中で障がいのある人も認知症の人も、それぞれの人権、人格が尊重され、お互いを認めあい、理解しあえる地域づくりに取り組みます。

2 お互いに思いやり、助けあえる関係をつくろう

課題を抱える人に気づき、また、性別や年齢などの属性に関わらず、お互いを思いやることにより、新たな気づきが生まれ、助けあえる意識が醸成される関係づくりに取り組みます。

基本目標 2

「つながり、交流し、支えあう地域づくり」

基本方針

1 必要な人に必要な情報をわかりやすく伝える環境を整えよう

障がい者に対するサービスや、介護サービスなど、様々なサービスや制度を必要な人に分かりやすく的確に情報提供できる環境を整えていくよう取り組みます。

2 地域での相談体制、ネットワークを広げよう

地域における課題を包括的に受け止める体制を整備し、地域の一員として協働し、支援することにより、ネットワークをつくり、広げるよう取り組みます。

基本目標 3

「だれもが活躍し、意欲にあふれる地域づくり」

基本方針

1 地域福祉活動の人材を発掘・育成しよう

高齢化が進む中、元気で知識も経験も豊富な高齢者が多くいます。また、地域には様々な福祉の担い手となる人材、若い世代の人材もいます。そのような人材を発掘し、地域の茶の間などを拠点に役割を見い出し、活躍できるよう支援に取り組みます。

2 だれもが参加し、活躍できる機会をつくろう

認知症の人も障がいのある人もそれぞれが地域の中で役割を持ち、それぞれの能力が発揮できる意欲にあふれる地域づくりに取り組みます。

基本目標 4

「健康で安心・安全な住みやすい地域づくり」

基本方針

1 健康づくりの意識を高め、みんなで実践を進めよう

自らの健康状態に関心を持ち、自らの健康状態を把握することにより、自分の健康は自分で守るという意識を育て、健康づくりへの実践につなげるよう取り組みます。

2 地域の防災・防犯体制づくりに参加し、実効性のある取り組みを進めよう

一人一人が、防災・防犯に関心を持ち、地域の中で見守る体制づくりを進め、安心できる生活環境をみんなで支えあえるよう取り組んでいきます。

3 基本方針・取組事業・成果指標

四つの基本目標に沿って、それぞれの目標に二つの基本方針を掲げるとともに、具体的な取組事業と、今後の検証に必要となる成果指標を掲げました。

基本目標1 気づきあい・思いやり・助けあいの意識を持った地域づくり

基本方針1

○お互いを認め、尊重しあう関係をつくろう

| 区分 | 取組事業 | 成果指標 |
|-----|---|--------------------|
| 区役所 | 常設型地域の茶の間運営事業 ・自治会等が運営する地域の集会所や公民館、空き家等を利用した子どもや高齢者、障がい者等だれもが気軽に集まることのできる通いの場の運営を支援します。 | 実施団体数 |
| 区社協 | 福祉教育の推進 ・小・中学校、団体、企業等の依頼により、地域の社会資源を活用した福祉教育を行います。 地域ふれあい助成事業 ・自治・町内会が行う多世代交流事業が進むことにより、担い手の育成やボランティアの創出につなげ、地域の茶の間などの見守り事業のきっかけになるよう取り組みます。 | 開催実績 助成事業件数 |
| 地域 | ・障がいや認知症への理解を深めるため、学ぶ機会を設けます。 ・あいさつや声かけの大切さを呼びかけ、隣近所の見守り・声かけ活動を充実していきます。 | — — |
| 区民 | ・障がいや認知症の学びの機会に積極的に参加します。 ・隣近所に積極的にあいさつし、顔見知りの関係づくりを進めます。 | — — |

基本方針2

○お互いに思いやり、助けあえる関係をつくろう

| 区分 | 取組事業 | 成果指標 |
|-----|---|--|
| 区役所 | <p>住民主体の支援（訪問型サービスB）事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等のボランティア団体が行うゴミ出しや買い物、電球交換、ペットの世話、雪かき、庭の手入れ等、日常のちょっとした困りごとに対する活動を支援します。 <p>地域包括ケアシステムの推進（モデルハウスの運営）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民同士の支え合いの仕組みづくりを進めるため、地域包括ケアシステム推進の拠点として、モデルハウスを設置し、地域の茶の間の運営や、生活支援・介護予防活動などを実施するとともに、その活動ノウハウの普及を図ります。併せて、引き続き保健師や作業療法士を派遣して、健康相談や介護予防を実施します。 <p>障がい者の虐待防止の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」についてホームページへ掲載及び各障がい者施設及び事業所等に周知徹底を図ります。 | <p>実施団体数</p> <p>運営数</p> <p>実施回数</p> |
| 区社協 | <p>地域包括ケア推進に係る生活支援体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治・町内会等に対し、支え合いの仕組みづくりについてのメニュー選択式の出前講座を充実し継続します。また、地域活動の支援及び人材養成にも取り組んでいきます。 <p>友愛訪問事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守りが必要なひとり暮らしの高齢者世帯等を対象に、民生委員児童委員やボランティアが協力して見守り・声かけを行います。 <p>緊急情報キット配布事業助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の緊急時と見守りネットワークの強化を図るため、自治・町内会を対象に緊急情報キット配布に対する助成を行い、活動を支援します。 <p>子育てサロン事業の推進・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭の不安解消や交流の機会のため、保育ボランティアの協力により区社協直営の子育てサロン「ぴょんきち」を毎月開催します。 | <p>開催実績</p> <p>実施件数</p> <p>訪問実施世帯</p> <p>参加人数 (参加組数)</p> |

| | | |
|-----|---|--------|
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の茶の間等、誰もが身近に集える地域の居場所づくりを進めます。 ・コミュニティ協議会広報誌などで、地域の居場所を紹介します。 | — — |
| 区 民 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の居場所に積極的に参加し、顔見知りの関係づくりを進めます。 ・隣近所に対するさりげない見守りについての意識を持ち、お互いにSOSを発信できる関係づくりを進めます。 | — — |

基本目標 2 つながり、交流し、支えあう地域づくり

基本方針 1

○必要な人に必要な情報をわかりやすく伝える環境を整えよう

| 区分 | 取組事業 | 成果指標 |
|-----|---|---|
| 区役所 | <p>福祉サービス制度等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「区役所だより」やホームページにより、福祉サービス制度や地域福祉計画・地域福祉活動計画、各種相談窓口等を周知します。 <p>福祉サービス制度等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民向けに作成した在宅医療に関するパンフレットに添付した「北区で在宅医療を実施する医療機関の一覧」の情報に変更がないか調査し、更新した一覧表を作成、施設や医療機関等へ配布します。 <p>地域福祉計画・地域福祉活動計画等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会の開催について、「区役所だより」やホームページで周知します。開催後は、会議録や資料等をホームページに掲載し、取り組みの進捗状況の周知を図ります。 <p>地域福祉計画・地域福祉活動計画等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と共同で地域福祉座談会を各地区コミ協の圏域ごとに開催し、周知を図ります。 | <p>掲載実績</p> <p>更新実績</p> <p>開催実績</p> <p>開催実績</p> |
| 区社協 | <p>地域福祉、ボランティア情報等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全世帯向けの広報として「さわやか通信」（区社協だより）や「キラ☆キタツ」（ボランティア・市民活動センター情報誌）やホームページ等を活用し、地域福祉情報、ボランティア情報等を発信します。 <p>地域福祉推進フォーラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民への地域福祉に関する啓発・周知の機会として、地域福祉計画・活動計画の推進も踏まえた上で時勢に合ったテーマを設定し、開催します。 <p>北区社協事業説明会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治・町内会及び民生委員等に、社協会員会費・共同募金配分金を財源とした、地域福祉活動に対する各種助成事業について説明会を開催します。 | <p>掲載実績</p> <p>開催実績</p> <p>開催実績</p> |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ協議会広報誌などで、地域の福祉情報や活動団体を紹介します。 | — |
| 区民 | <ul style="list-style-type: none"> ・区役所だよりやコミュニティ協議会広報誌などに積極的に目を通し、自分に必要な情報を確認します。 | — |

基本方針2

○地域での相談体制、ネットワークを広げよう

| 区分 | 取組事業 | 成果指標 |
|-----|--|---|
| 区役所 | <p>地域で暮らす障がい者を支える体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談事業所らいとほうす」との連携を強化し、地域で暮らす障がい者が、より安心して生活が続けることができる地域社会の実現を目指します。また、ホームページへの掲載や、各障がい者施設及び事業所等へ「相談事業所らいとほうす」の周知を図ります。 <p>地域包括ケアシステムの推進（「支え合いのしくみづくり会議」の開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「支え合いのしくみづくり推進員」が中心となり、計画的に会議を開催し、既存の取組・組織等を活用しながら、担い手やサービスなどの資源開発、関係者のネットワーク化、地域ニーズの掘り起しを進めます。 <p>子育て応援カフェ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で世代間が交流し、子育てを支えあう取り組みをモデル的に実施します。（早通福祉会館）。 | <p>実施回数</p> <p>開催回数</p> <p>開催回数</p> |
| 区社協 | <p>CSW地域福祉ネットワーク会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内の関係機関・福祉施設・団体等とのネットワークをより強化し、適切なサービスや社会資源につなぐことができる総合的な相談体制を構築します。 <p>地域の茶の間・友愛訪問事業等見守り団体研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友愛訪問事業や地域の茶の間等の見守りを行っている団体を対象とした研修会を開催します。地域包括支援センターの圏域ごとに「支え合いのしくみづくり推進員」とも連携しながら、地域的な課題に合わせて情報交換を行います。 <p>北区さわやかなんでも相談所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊栄さわやか老人福祉センター内の「さわやかなんでも相談所」において、心配ごとなどの一般相談をはじめ専門的な相談にも対応した総合相談事業を継続していきます。 <p>高校進学に向けた相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内の各中学校に出向き、高校進学に必要な経済的支援（奨学金等）の情報が学生・保護者に行き渡るようにします。制度の利用を含めた必要な支援を個別の訪問相談という形でコミュニティソーシャルワーカーが対応します（全区共通事業）。 | <p>実施回数</p> <p>開催実績</p> <p>相談実績</p> <p>配布実績</p> |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中の支えあえる組織づくりを推進します。 | — |
| 区民 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中の支えあいの活動に関心を持ち、積極的に参加します。 | — |

基本目標 3 だれもが活躍し、意欲にあふれる地域づくり

基本方針 1

○地域福祉活動の人材を発掘・育成しよう

| 区分 | 取組事業 | 成果指標 |
|-----|---|-----------------------------|
| 区役所 | <p>大学生による家庭介護セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護について学んでいる新潟医療福祉大学の学生と連携して介護技術等に関するセミナーを開催し、介護の基本的知識やスキルを身に付けてもらうとともに、学生と地域とのつながりを深めます。 <p>児童虐待防止の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 北区内の保育園・幼稚園・小中学校・ひまわりクラブ・子育て支援センター・主任児童委員等を対象とした研修会を開催します。 | <p>講座開催数</p> <p>開催実績</p> |
| 区社協 | <p>自治・町内会長地域福祉研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における最も身近な交流や見守りの単位である自治・町内会長向けの地域福祉研修会を開催します。自治・町内会における運営上の課題や、地域での助けあい活動などに関心をより持てるよう取り組みます。 <p>地域福祉座談会</p> <ul style="list-style-type: none"> 「北区すこやか・あんしん・支えあいプラン2021」（地域福祉計画・地域福祉活動計画）の進捗評価・推進のため、地域福祉座談会を各地区社協の圏域ごとに開催します。 | <p>開催実績</p> <p>開催実績</p> |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> 市政さわやかトーク宅配便などを積極的に活用し、福祉文化の向上に努めます。 地域ごとにボランティア育成講座等を開催します。 | <p>—</p> <p>—</p> |
| 区民 | <ul style="list-style-type: none"> 各種講座に積極的に参加します。 | <p>—</p> |

基本方針2

○だれもが参加し、活躍できる機会をつくろう

| 区分 | 取組事業 | 成果指標 |
|-----|--|-------------------------------------|
| 区役所 | <p>ふゆっこまつり開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸外で遊べない冬の新潟で、親子で思い切り遊べる場を提供し、児童の健全育成と子育て支援を推進します。 <p>障がい者との交流イベントの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北区社会福祉協議会や北区身体障がい者協会などと協力して障がい者などとの交流イベントを開催し、障がいの疑似体験などを通じ障がい福祉への理解を深めます。 | <p>開催実績</p> <p>開催実績</p> |
| 区社協 | <p>サマーチャレンジボランティアスクール(ボランティア体験学習)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟市社協全体の取り組みとして、夏休み期間中に、中・高校生等を対象に福祉施設や企業においてボランティア活動を体験します。 <p>ボランティアきっかけづくり講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の入門講座を開催し、個人で活動するボランティアの育成やグループ化の支援を行います。 <p>健康長寿と地域参加の生きがいづくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進係実施事業及び区社協開催講座等において、健康長寿と地域参加の生きがいづくりに関する「北区実践版リーフレット」の配布・説明を行い、地域活動に関心を持つことを目指します。 | <p>実施実績</p> <p>開催実績</p> <p>実施実績</p> |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ協議会広報誌などで、地域のイベント情報などを紹介します。 ・多世代が交流できる祭りやイベントなどを開催します。 | — |
| 区民 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種親睦団体の会員数の増加に努め、会員相互による支えあいと助けあいを進めます。 | — |

基本目標 4 健康で安心・安全な住みやすい地域づくり

基本方針 1

○健康づくりの意識を高め、みんなで実践を進めよう

| 区分 | 取組事業 | 成果指標 |
|-----|--|---|
| 区役所 | <p>各種がん検診の周知 ・検診カレンダー、区役所だより、コミュニティ協議会広報誌等による PR 活動を実施します。</p> <p>特定健康診査の受診率向上 ・新規国保加入者に対し個別に受診勧奨等を行うとともに、未受診者への電話による受診勧奨（一部業者委託）を行い、受診率向上を目指します。</p> <p>健康相談 ・豊栄健康センター、北地域保健福祉センターにおいて毎月実施します。また、区健康福祉課、北地域保健福祉センター窓口にて随時受付します。</p> <p>家庭訪問 ・心身の健康問題について、随時保健師等が家庭を訪問して支援します。</p> <p>北区もの忘れ検診 ・新潟市国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している北区在住の 65 歳以上の希望者に対し、認知機能の低下が疑われる人を早期に発見し、適切なサービスにつなげるため、検診を実施します。</p> <p>はじめてのウォーキング運動講習会 ・豊栄総合体育館と北地区スポーツセンターと連携し、講習会を実施します。</p> <p>健康増進普及講習会 ・生活習慣病の一次予防を目的として、運動・栄養等をテーマに講習会を実施します。</p> <p>生活習慣病予防教室（血圧元気塾） ・高血圧に注目した生活習慣病の重症化を予防する教室を実施します。</p> <p>フレイル予防 ・フレイルチェックの実施と、各種健康教室、講座等を提供し、高齢者自身で生活習慣改善に取り組めるよう支援します。</p> | <p>掲載実績</p> <p>受診率</p> <p>相談実績</p> <p>訪問実績</p> <p>受診者数</p> <p>終了後も運動を継続する参加者の割合</p> <p>実施回数</p> <p>開催回数</p> <p>開催回数</p> |

| | | |
|-----|---|---|
| 地 域 | ・コミュニティ協議会広報誌などで、検診日程の周知を図り、受診の呼びかけを行います。 | — |
| 区 民 | ・自ら受診するとともに、知人・友人にも一声かけて一緒に受診します。 | — |

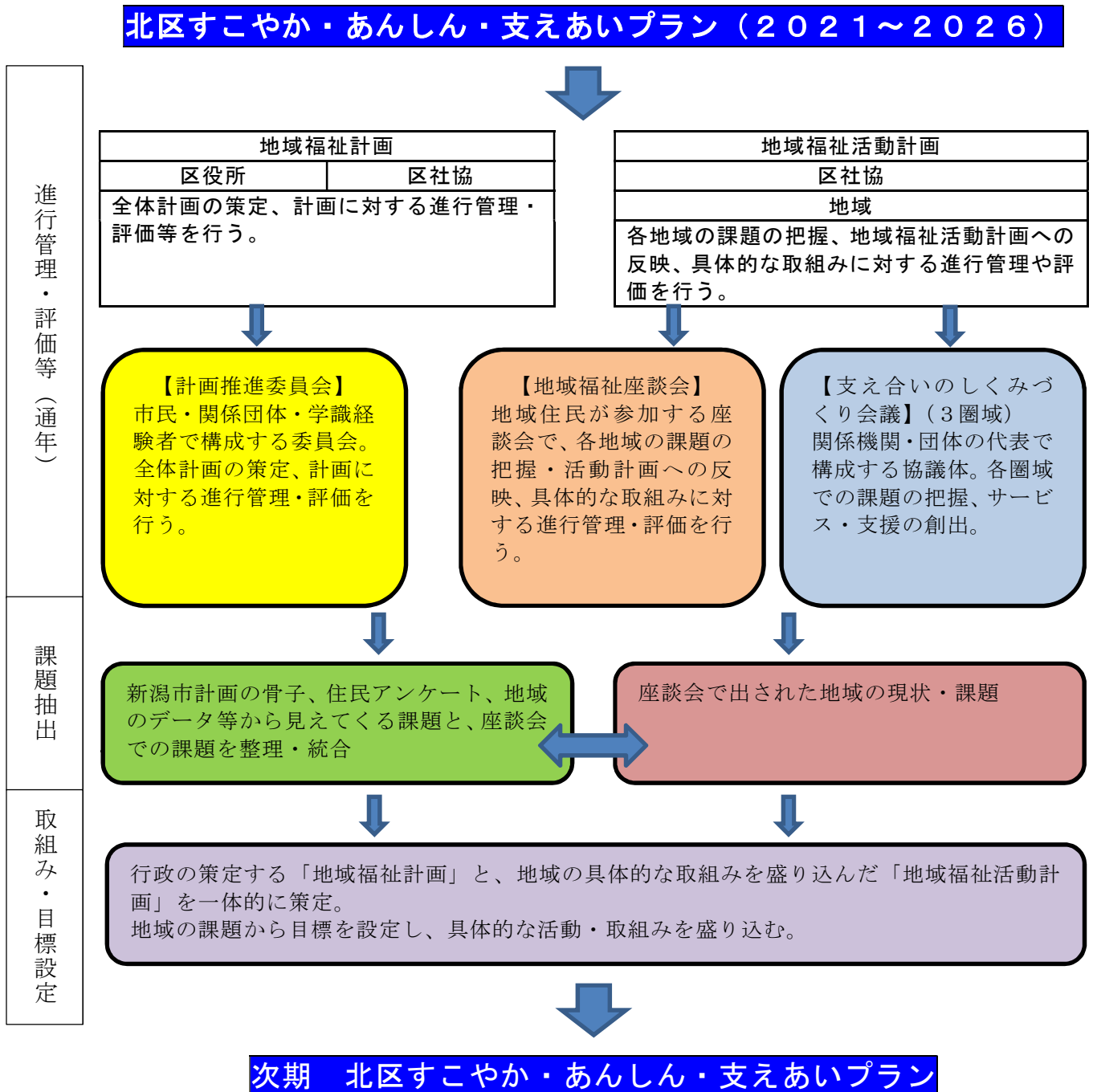
基本方針2

○地域の防災・防犯体制づくりに参加し、実効性のある取り組みを進めよう

| 区分 | 取組事業 | 成果指標 |
|-----|---|------|
| 区役所 | 北区災害対策本部の活動 ・北区災害対策本部健康福祉班として、発災時に避難所を開設します。 | — |
| | 避難行動要支援者名簿の作成 ・災害発生時に一人でも多くの人命を守る支援体制を整備するため、民生委員と協力し、名簿を作成します。 | — |
| | 社会を明るくする運動推進委員会の開催 ・罪を犯した者等が、孤立せず社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことのない、だれもが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、北区内の関係機関等と連携・協力し、保護司会と共に取り組みます。 | 開催実績 |
| 区社協 | 北区災害ボランティアセンター研修会 ・災害時における区災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営のため各関係団体の協力のもと研修会を行い、地域や各関係機関・団体等とのネットワークづくりやそれぞれの役割について学び、それぞれの立場で災害に備えます。 | 開催実績 |
| 地域 | ・防災訓練を継続し開催します。 | — |
| 区民 | ・防災訓練に積極的に参加します。 | — |
| | ・非常持ち出し袋、避難路の確認・点検を行います。 | — |

4 計画の推進

この計画を、区民の視点で実効性のあるものとするため、有識者や地域団体、関係団体等で組織する「北区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」、地域住民が参加する「地域福祉座談会」において、進行管理や各取組事業に係る成果指標を基とした評価を毎年行います。また、次期計画策定の2年前には課題抽出を、1年前には取り組みや目標設定を行い、次期計画につなげていきます。



第4章 地区別計画



松浜地区



阿賀野川右岸側であり、北地区の行政・商業の中心地となっている。松浜漁港があり、松浜市は、明治6年より始まり現在に至るまで定期的にかかれている。阿賀野川と新井郷川分水路に挟まれた中洲に商店街や住宅地が集積しており、松浜の市街地周辺で宅地開発が進められた。8月に開催される阿賀野川ござれや花火は、県内外の多くの観客から親しまれる、新潟市の一大イベントとなっている。

地域の現状と課題

『高齢独居世帯や子どもへの見守り等の支援が必要』

- ◇自治・町内会へあいさつ運動の浸透や、子ども見守り事業を強化する必要がある。
- ◇住民が認知症を理解する必要がある。
- ◇外出できない人を支援する必要がある。

『地域で支える仕組みづくりの推進が必要』

- ◇自治・町内会に福祉部を設置する必要がある。
- ◇活動を支える担い手を育成する必要がある。
- ◇若い世代が活動しやすい環境づくりが必要。

『災害への備えが必要』

- ◇普段から情報共有や、日常のつながりを意識する必要がある。
- ◇災害時の安否確認の取り組みが必要。

『地域活動・地域の茶の間や老人クラブの活性化が必要』

- ◇敬老会・サロン・老人クラブの参加者が少ない。
- ◇身近なところに集まれる場所がない。

目指す姿

『地域で見守り・助けあいができるまち』

『自治・町内会に福祉のしくみがあるまち』

『災害時にも対応できるまち』

『身近な場所で交流ができるまち』

目標

だれもが安心して住むことができる
福祉のしくみのあるまちにしよう！



具体的な取り組みの方向性

検証方法

- コミ協で取り組んでいる挨拶運動を継続し、顔見知りの関係づくりを地域全体で推進する。
- 自治・町内会で行われている子ども見守り事業を、さらに強化する。
- 認知症サポーター養成講座を自治・町内会や小中学校で開催する。
- 従来からある社会資源(松浜地区で配達してくれる店舗等の情報など)を可視化する。

- 自治・町内会に福祉に関する部会等の設置を目指し、地区全体の情報共有や協働を行う。
- これからの担い手となる若い世代の人材育成を進める。
- コミ協や自治・町内会で実施されている各事業に若い世代が活動しやすい環境づくりを行う。

- 実効性のある防災訓練となるよう意識して開催を継続する。
- 災害時の安否確認の取り組みを自治・町内会の創意工夫で実施しながら、さらに充実、発展させる。
- 災害時に早目の避難行動がとれる体制づくりを進める。

- 年代を問わず、住民が集まるきっかけとなるよう取り組みを行う。(自治会館等)
- 集いの場の情報を整理・見える化し、コミ協広報誌を通じて住民へ情報発信をする。
- 居場所の活性化のため、居場所同士の情報交換が行える場を持つ。

年1回、コミ協の役員会で検証を行います。



南浜地区



南浜地域は砂丘と水田が広がる農村部だが、松浜に隣接する太夫浜地区では1980年代後半から宅地開発が進んだ。島見町・太郎代は新潟東港に隣接し、港周辺には物流団地や工業団地などが整備されている。砂丘地帯でスイカ栽培に適した地区で、新潟市内でも有名な産地。南浜地区コミュニティ協議会と学校との連携が進んでいる地域。

地域の現状と課題

『災害時の支援体制の確立や 災害への備えが必要』

- ◇ 実際に効き目や効果のある防災訓練が必要。
- ◇ 災害への備えに対する意識をさらに高める必要がある。

『若い世代のコミュニティ活動への関心が薄く、参加が少ない』

- ◇ 将来の南浜地域を担う若い世代が、コミュニティ活動に参加する仕組みや、参加するためのきっかけづくりが必要。

『買い物支援を必要とする人の増加』

- ◇ 日常の買い物に不便を感じている人に対する支援を考えることが必要。
- ◇ 移動の足がない高齢者の、社会参加の機会が減少する。

『認知症の方への支援が必要』

- ◇ 高齢者の増加に伴い認知症の人が増える可能性がある。
- ◇ 認知症に対する住民の理解をさらに高める必要がある。
- ◇ 認知症の人が社会交流できる機会が必要。

目指す姿

『災害に対応できる
体制と備えの
あるまち』

『若い力が育ち、
次世代へと
つながるまち』

『困った時に、
助けあえるまち』

『地域ぐるみで
認知症への理解と
支援ができるまち』

目標

地域の力を総動員、学校と連携して 安心して暮らせる地域にしよう！



具体的な取り組みの方向性

検証 方法

- 普段からの人のつながりを意識した、実効性のある防災訓練を実施する。
- 非常時に持ち出す物の中身の点検を行う。また、いざという時にすぐに持ち出せるように、分かりやすい場所への保管を住民に呼びかける。
- 緊急情報カードの情報の更新を行う。

- 将来の南浜地域を担う若い世代が、コミュニティ活動に参画できる仕組みを検討し、関心を持ってもらう。
- コミュニティや自治会で実施されている各種事業を把握・整理し、若い世代が関心の持てる事業内容を検討する。
- 広報媒体を工夫して、情報発信する。

- 公共交通機関を使った、買い物や外出を支援する仕組みを検討する。
- コミュニティとして、住民向けに区バス・住民バス活用の働きかけやPRを行う。
- 足が無く、地域の茶の間に参加できない方のために、交通手段を検討し、地域の茶の間に参加できるようにする。

- 学校と連携して、子どもから大人まで認知症に対する理解を推進する。
- 地域行事や地域の茶の間などに、認知症の人等、だれもが参加しやすくなるよう誘いあうなど、参集方法や運営方法を工夫する。
- 地域の居場所情報の整理と見える化を行う。また、自治会等小単位での地域の茶の間開設を推進する。

年1回、コミ協の役員会で検証を行います。



濁川地区

案

濁川地域は阿賀野川下流右岸、新井郷川分水路の両岸に位置する。かつては農村部だった。1970年代から新崎駅北側で宅地開発が進められた。駅南側には県と市により開発された新崎金属工業団地があり、各種製品やセメントなどの製造拠点が設けられた。さらに1990年代以降は駅南側でも住宅開発が進んだ。トマトの栽培が特に盛んで、国内でいち早く節水栽培に取り組むなど生産技術が高い。濁川自然生態観察園(トンボ池)などがあり、自然にふれあうことができる。

地域の現状と課題

『隣近所との関係づくり』

- ◇交流を図り、顔なじみの関係が必要。
- ◇自治会、民生委員と連携協働していけると良い。
- ◇困りごとの対応先・つなぐ方法がない。

『ボランティア育成と地域活動への参加が必要』

- ◇子ども会、自治会活動のまとめ役、リーダーが必要。
- ◇世代間交流が必要。
- ◇男性参加の工夫が必要。

『身近に集う場所が分からない。除雪・災害時の避難に不安がある』

- ◇随時、自由に参加できる場が欲しい。
- ◇除雪に不安がある。
- ◇自分で避難できるか分からない。

『子どもと子育て世代への支援が必要』

- ◇PTAとコミ協、自治会、老人クラブ等とのつながりが必要。
- ◇三世代交流が必要。
- ◇子どもも参加できるサロンが必要。

目指す姿

『顔の見える関係づくりを推進するまち』

『人材を発掘・育成し、人と人との交流が盛んなまち』

『身近に集う場があり、隣近所で助けあえるまち』

『子どもたちもいきいきと育つまち』

目標

顔の見える関係づくりを推進し、
隣近所で助けあえるまち！



具体的な取り組みの方向性

検証方法

- 隣近所との挨拶、顔見知りの関係づくり、声掛けなど、住民意識を向上させる取り組みを継続実施する。
- 困りごとの課題別につなぎ先を載せた、分かりやすい相談一覧を作る。
- コミ協広報誌や自治会便りは、受け手に関心を持ってもらえる誌面づくりに努める。目につきやすい周知方法にする。

- コミ協や社会教育推進員会や自治会等が実施する各種事業に、子育て卒業世代が参画できる仕組みを設ける。誘い掛けを工夫する。地域をより知ることによって地域住民や民生委員とつながり、連携することで、ボランティア活動へとつなげていく。
- ボランティアの育成講座等をコミュニティ協議会で開催する。

- だれもが集える場所をつくり、住民へ情報発信する。
- 他地区の実践事例を学ぶ機会を設け、活動につなげる。
- 自治会の理解の促進を図り、地域それぞれでできることに取り組む。

- 地域で子どもから高齢者まで見守りあえる仕組みについて検討する。
- 子ども関係のボランティア活動について、住民へ周知し協力を促す。
- 教育コーディネーターと連携し、コミュニティ行事への参画を学校関係者に促す。

年1回、コミ協の役員会で検証を行います。



葛塚地区

案

南側には福島潟が位置し、中心市街地とそれを取り巻く水田で構成されている。中心は古くからの市街地で葛塚市（五・十の市）は住民に親しまれている。3つのコミュニティ協議会で構成され、地域の防犯や交通安全、見守り活動、自然環境を生かした様々な活動を通して住民の安心と安全のための地域づくりを展開している。

地域の現状と課題

『困ったときの相談先が
わかりにくい』

◇高齢者や子育て世代等は困りごとがあっても迷惑をかけるから周囲に言えない。

『障がいや障がい者への理解が
必要』

◇地域で交流する機会が少ない。

『自治会・住民・民生委員等が
連携した支えあいの仕組みづくり
が必要』

◇除雪やゴミ出しなど生活支援の組織が必要。

『多くの団体の高齢化が進み
活性化が必要』

◇だれもが参加しやすい会があると良い。
◇担い手の高齢化と若い世代の参画のため個別の働きかけの継続が必要。

目指す姿

『だれもが
わかりやすい
情報発信のある
安心なまち』

『障がいを理解し
自然な配慮ができる
思いやりのあるまち』

『多世代での
活動が広がる
支えあいのまち』

『住民だれもが
交流と出会いの
あるまち』

目標

住民の安心と生きがいを大切にする 支えあいが広がるまち！



具体的な取り組みの方向性

検証 方法

- コミ協や自治会の広報紙について、読み手の現状を把握するため、アンケート調査による検証を行う。その結果を踏まえ伝える内容や方法等について検討をする。
- コミ協や自治会等各広報紙にわかりやすい多様な（多世代・外国人向け）相談先に関する記事を掲載する。
- イベントや住民の集まる場で、障がい者と交流する機会を増やし、地域で障がいについてより一層の理解を進める。
- コミ協事業等において、障がい者がともに活動に参加しやすい環境を整える。
- 障がい者を支援する活動に住民が積極的に協力する。
- コミ協等の活動の継続及び自治会の組織を活かした新たな支えあい活動につなげる。
- 若い世代の活動への参加・関心を持ってもらうための工夫をし担い手を増やす。
- 地域の中の支えあえる組織づくりを推進する。
- 多様で年代にとらわれない、だれもが参加しやすい親睦団体（茶の間・サロン・サークル等）の活動を活性化させる。
- 地域や自治会で次世代への働きかけを継続し担い手を育成する。
- 集いの場の見える化と情報発信を進める。

地域福祉座談会を開催し検証します。



木崎地区



かつて新発田街道や新発田川の交通拠点・宿場として栄えた地域。1970年代からは旧国道7号沿いで宅地開発が進みベッドタウンとして成長した。コミュニティ木崎村は令和2年度に創立20周年を迎え、「安心・安全な地域づくり」「温もりがあり支え合える地域づくり」「地域の宝である子供たちの健全育成支援」を理念に活動を推進している。

地域の現状と課題

『地域の認知症の現状と関わり方がわからない』

- ◇ 高齢者独居世帯が増えている。
- ◇ 認知症に対する意識はまだ低い。
- ◇ 認知症の人の声を生で聴く機会が必要。

『見守りネットワークの充実等支えあいのしくみづくりが必要』

- ◇ 自治会長が単年度で交代するので、前年度の踏襲になってしまう。
- ◇ 近所とのつながりが年々希薄になっている。

『ボランティア活動につながるためのきっかけづくりが必要』

- ◇ 地域の茶の間の担い手等ボランティアが高齢化している。
- ◇ 若い世代のボランティアに対する意識の把握が必要。

『子ども・高齢者、誰もが集える場所が不足している』

- ◇ 学校事業を通じた交流活動がなくなった。
- ◇ 既存の茶の間・サロン活動をどのように守っていくかが課題。

目指す姿

『認知症の人と家族にやさしいまち』

『地域で見守り助けあいができる思いやりのあるまち』

『住民のやる気と役割を大切にすまち』

『身近なところで多世代が集えるまち』

目標

だれもが安心して住むことができ、 多世代の交流が活発なまち！

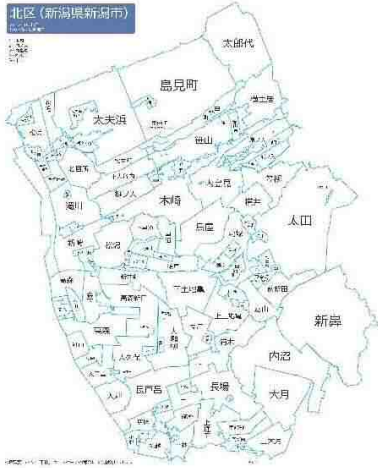


具体的な取り組みの方向性

検証 方法

コミュニティ木崎村役員会・運営委員会で年1回検証します。

- 認知症に関する相談窓口の周知を継続し、多世代に向けた認知症サポーター養成講座を様々な機会意識のレベルに合わせて開催する。
- コミ協等で大学等と連携した認知症をテーマとした講座を開催し、認知症に対する理解度の向上を図る。
- 支えあいの仕組みづくりについて検討を継続し、地域の中での理解、周知を行いながら具体的な活動につなげていく。
- あいさつ、見守り、声掛けが多くなるような住民全体の啓発活動を継続する。
- 自治会内に福祉分野を担当する部門の設置を励行し地区全体でネットワーク化を図る。
- ボランティア活動の担い手や運営リーダーの育成を行うために、若い世代が参画しやすい仕組みづくりや工夫を行う。
- 地区内の全住民を対象に、ボランティア活動、福祉活動、コミュニティ活動に関する意識調査を実施し、対策を検討する。
- リーダーや担い手育成の研修会を開催する。
- 自治会やコミュニティ等で多世代交流事業を充実させ、地域住民が集う場を大切にする。
- 集いの場の情報を整理・見える化とコミ協だより等を通じて住民への情報発信に努める。



岡方地区



阿賀野川右岸に位置する平坦な地域で、美しい田園風景が広がっている。主要産業は農業で、稲作兼業農家が多い。少子高齢化が進んでおり、高齢化率も高いが、地域全体での支え合いや見守り活動が広がっている。公共交通では、デマンド交通が運行され、地域の足として活用されている。

地域の現状と課題

『隣近所の関係性が希薄になってきていて、日ごろからのつながりが必要』

- ◇高齢者の孤独や孤立を防ぐためにも、日ごろからの声かけが必要。
- ◇災害発生時や緊急時は対応に不安がある。

『高齢男性等の外出する機会や活動する場所が少ないので、活躍できる場や交流の場が必要』

- ◇団塊の世代の男性は取り込むことが困難。
- ◇活動に伴う楽しみがないとなかなか外出しない。

『ボランティア人材を活動につなげる情報発信の工夫と意識醸成が必要』

- ◇各種講座は開催されているが、広く募集をしても、周知の割に参加につながっていない。
- ◇活動者同士のモチベーション向上が必要。

『地域の茶の間の参加者が減少しており、担い手育成も必要』

- ◇参加者が固定化している。
- ◇新規参加者が入りづらい雰囲気がある。
- ◇運営担当者の負担感を減らす工夫が必要。

目指す姿

『いつでも声をかけあえる顔の見えるまち』

『誰もが地域の中で活躍できる場のあるまち』

『みんなで学び合い助けあえるまち』

『誰もが気軽に集える身近な居場所があるまち』

目標

いつでも進んで助けあえる、
子ども・大人を大切にするまち、されるまち！



具体的な取り組みの方向性 ※ 継続の取り組み除く

検証方法

- 隣近所での顔の見える関係づくりやつながりを深めつつ、必要に応じてなじらネットワークの要支援者名簿を連動して活用する。
- 自治会役員等と民生委員で要支援者の情報を共有・協力できるような体制づくりに取り組む。
- 地域の行事や活動に参加して、実際に顔を合わせることで多世代のつながりを深める。

- 活動することだけでなく、活動に伴う楽しみを取り入れる工夫をする。
- 学校と地域が連携し、授業で地域の人が活躍する場をさらに推進する。
- 地域の伝統行事・芸能活動を継承する中で、目的や役割分担を明確にして、多世代が広く集える行事等を積極的に開催する。

- 講座名は具体的なわかりやすいネーミングにするなどして、参加者が参加したくなるような、興味が湧くような工夫をして情報発信する。
- お互いの活動を情報共有できるような場や交流の場の開催を検討する。
- 地域の人材が講座等の講師として活躍できるしくみをつくる。

- 地域の茶の間に継続性を持たせるためにも、新規参加者が入りやすいように内容に工夫をして開催する。
- 担い手と参加者の区別を超えた、“全員参加”による地域の茶の間の運営を広める。
- 助成金の複雑な申請事務を整理し、必要に応じて説明会を開催する。

年1回、岡方地区コミュニティ委員会で検証を行います。



長浦地区



北区南東部に位置し、18の自治会で構成されている。昭和後半から平成にかけて造成された住宅地とこれを囲むように、自然豊かな田園、農村地帯が広がっている。

長浦コミュニティ委員会では、地域の防災、防犯、交通安全活動や長浦地域の文化祭事業、地域福祉活動として、多世代交流(納涼会、お茶の間サロン、クリスマス会)を行っている。

地域の現状と課題

『高齢者の社会参加の増進』

- ◇ 老人クラブのメンバー高齢化・固定化。活動も以前と比較すると停滞している。
- ◇ 高齢者への情報提供方法検討が必要。
- ◇ 独居高齢者や日中独居高齢者の困りごとが見えにくい。

『他団体と連携をしながら、地域の居場所の継続・拡充』

- ◇ 多世代交流や地域の茶の間は多く行われている。今後も継続が重要。
- ◇ 活動者の横のつながりや連携が必要。

『若い世代も住みたい地域にするために地域の活性化』

- ◇ 子育てサロン等の居場所を紹介するガイドマップは作成されているが、更新がされていない。
- ◇ 自らから「助けて」と言える「地域づくり」「気風」が必要。

『認知症への理解をより深めることが必要』

- ◇ 高齢者の増加に伴い、認知症の方も今後増える可能性がある。
- ◇ 認知症に対する住民の正しい知識と理解をさらに高めることが必要。

目指す姿

『地域全体で高齢者の社会参加を支えるまち』

『誰でも気軽に集える居場所がいつでもあるまち』

『若い世代も安心して住みやすい魅力あるまち』

『誰もが認知症への気づきと思いやりがあるまち』

目標

だれもが幸せに過ごせる地域にしよう！



具体的な取り組みの方向性

検証方法

年1回、地域福祉座談会で検証を行います。

- 老人クラブへの新規加入やメンバー増を目的とせず、高齢者が社会性を持つための一つの手段として捉え、枠にとられない活動を推進する。
- 高齢者が社会性をもつため一助となるよう啓発・情報発信を継続する。
- 地域の茶の間やサロン、地域の行事等を通じて、世代を越えて集える機会を増やす。
- 自治会やコミセン等では、様々な多世代交流事業や地域の茶の間が行われている。今後も継続していけるように、担い手育成と体制基盤の充実と強化を図る。
- 担い手交流会や他地区の視察等を行い、運営の工夫に努め、だれもが参加しやすい居場所づくりを推進する。
- 活動団体のリーダー交流会やつながりの機会を設ける。
- 公民館等で子育て支援事業を行っている。引き続き、子育てサロン（子どもの居場所）が増加するよう支援を行う。
- ガイドマップ等を作成しても掲載内容が最新のものとないと活用されない。更新が簡単にできるように作成し、活用を促進する。
- コミ協だよりは長浦地区の広報紙として住民に十分浸透しているが、2層協議体広報紙「支え愛通信」も含め、若い世代からより手に取ってもらえるような紙面構成に努める。他の広報媒体も検討する。
- 団体や組織ごとで認知症に関する学びの機会を設ける。
- 学校と連携して、子どもや親等の若い世代へも認知症に対する理解を推進する。
- 地域行事や地域の茶の間などに、認知症の方等、だれもが参加しやすくなるよう、地域全体でサポートする。



早通地区

案

平成29年にオープンした早通健康福祉会館は地域の交流活動拠点として多世代にわたり多くの住民から利用されている。早通地域コミュニティ協議会では、住民が「安心・安全」に暮らせるよう「地域の活性化」を図ることを目的として「防災訓練」や「早通ふるさとまつり」「ビッグクリスマス」など様々な活動を展開している。

地域の現状と課題

『困ったときの相談先や地域の情報などがわかりやすく伝わる必要がある』

- ◇ 広報紙などは活字が多いとあまり見ない。
- ◇ 情報誌の作成メンバーに若い人を加える必要がある。

『見守りネットワークの充実が必要』

- ◇ 自治会や福祉会館を拠点とした見守りが必要。
- ◇ 住民同士がつながる自治会・コミ協等の福祉活動の活性化が必要。

『支えあいの仕組みづくりの活動の充実と意識醸成が必要』

- ◇ 支えあいの新たな担い手の掘り起こしが必要。
- ◇ 支えあいの仕組みづくりの必要性について住民へ周知が不足している。

『多世代の住民が集える活動や交流できる拠点が必要』

- ◇ 多世代が集える場が必要。
- ◇ 若い世代や男性にもっと施設を利用してもらいたい。

目指す姿

『わかりやすい内容と声掛けで情報が行き届くまち』

『ふだんの活動から見守りネットワークが広がるまち』

『みんなで支えあえるやさしいまち』

『多世代交流と多機関の協働がさかんなまち』

目標

つながり、支えあい 笑顔があふれるまちにしよう！



具体的な取り組みの方向性

検証方法

年に1回地域福祉座談会を開催し検証します。

- 活字の大きさを見やすく工夫し、受け手が活用しやすい情報の提示方法を考える。
- 幅広い世代に読んでもらえるように、様々な機関の情報を集めた掲載の工夫に取り組む。
- 広報紙について、読み手の意識に関するアンケート調査を行う。
- 情報を的確に伝えるために、情報が伝わりづらい方へのつなぎ（ワンクッション）の工夫をする。
- コミ協や自治会、早通健康福祉会館それぞれの活動を通して見守りの意識を持ち、地域全体で見守りネットワークの充実に取り組む。
- 若い世代が見守りや支えあいの活動に参加しやすいように、直接声掛けをしたり世代に合ったPRの工夫をする。
- 支えあいの仕組みづくりをさらに広めるために、広く住民に参加してもらえるようなボランティア（地域活動）研修会を開催する。
- ささえ愛ネットの活動が、自治会や地域住民へ広く理解されるように、活動の内容や実績を広報紙や集いの場、ボランティア研修会等で周知し、活動の充実を図る。
- コミュニティセンターや健康福祉会館などの施設において、若い世代が利用しやすいような利用増進に向けた取り組みを行う。
- 施設や学校が単独ではなく地域との協働を含めた交流を今後も継続して行う。